

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<議案説明>

開催日時 平成27年3月6日(金) 10:05~16:16

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

田中 惟允 委員長

中村 昭 副委員長

畠 真夕美 委員

森山 賀文 委員

松尾 勇臣 委員

神田加津代 委員

高柳 忠夫 委員

今井 光子 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 1名

国中 憲治 委員

出席理事者

浪越 総務部長

長岡 危機管理監

野村 地域振興部長

辻本 南部東部振興監

福井 観光局長

江南 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長

影山 くらし創造部長兼景観・環境局長

中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

久保田 水道局長

吉田 教育長

羽室 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○田中委員長 ただいまから本日の会議を開きます。本日の欠席は國中委員です。また、川口委員は少しおくれるとの連絡を受けていますので、ご了承願います。

初めに、傍聴についてですが、当委員会は本日より6日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合は20名を限度に許可することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、昨日川口委員から請求のあった各種基金の資料をお手元にお配りしましたので、よろしく願います。

それでは、本日は、付託議案の説明をお願いするのですが、委員に申し上げます。質疑については、来週からの部局別審査及び総括審査で願います。また、説明については、総務部長から順次部局長にお入りいただき、説明していただきます。

それでは、総務部長から順に説明をお願いします。

○浪越総務部長 議案及び予算案の全体像と、総務部に関する事項について説明します。

まず「平成27年2月定例県議会提出議案」の1ページ目に当初提案分、2ページ目に当初提案分の平成26年度議案、それから3ページ目に平成26年度議案追加提案分ということで、合わせると合計71件です。

続いて、「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」で平成27年度当初予算案、平成26年度2月補正予算案、当初提出分の概要について説明した後、危機管理監が後ほど説明するものを除く総務部所管の事業について概要を説明します。

1ページは総括表です。一般会計と特別会計の予算案の総額は、それぞれごらんのとおりです。地方創生の実現に向けた国の施策推進の動きとうまくマッチングさせながら、平成27年度当初予算と平成26年度2月補正予算を一体として編成しました。それとともに

に、4月に実施される知事選挙及び県議会議員選挙を念頭に置き、新たに判断を要する事業や公共事業の新規箇所等については、これを計上しない方針としました。

一般会計については、平成27年度当初予算案が4,712億8,300万円、平成26年度2月補正予算案が80億2,700万円です。合計で4,793億1,000万円です。同様に、当初予算と補正予算を一体で編成した前年度に比べて123億6,600万円、2.5%の減です。

特別会計については、公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計が附属病院整備等の増により、また奈良県公債管理特別会計が借換債の増等により、それぞれ増加をしています。

2ページは、一般会計予算案の歳入の款別内訳です。

県税は、利子割県民税が低金利の影響により減収となるものの、配当割県民税が増収となるなど、平成26年度予算に比べ増加する見込みです。平成26年度より42億円、4.0%の増です。

国庫支出金は、紀伊半島大水害によって被災した公共土木施設等の復旧がおおむね完了したことによる災害復旧事業に係る国庫支出金の減及び公共事業の新規箇所等について、選挙後の補正予算による対応を想定したことなどによる普通建設事業に係る国庫支出金の減により、2月補正予算を含めた総額は、平成26年度より93億6,200万円の減です。なお、財源措置が有利な国の平成26年度補正予算を最大限活用します。

県債は、臨時財政対策債が地方財政計画において減額されたことから、本県においても減少する見通しです。また、今後の公債費負担の軽減を図るため、投資的経費の財源に充てる通常債について、できる限り発行を抑制したことにより、平成26年度より84億9,200万円の減です。なお、県債の発行にあたっては、極力交付税措置がある有利な県債の地方債を活用することとしています。

3ページは一般会計予算案の歳出の款別の内訳です。

4ページから6ページは、県税及び税制改正の概要です。

6ページ、7ページは、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税の予算案です。

7ページは、使用料、手数料の改正案の概要です。新たに実施する事務について、その額を定めるもののほか、自動車運転免許者講習手数料の改正など、法令等の改正に基づき、手数料の額を定めるものなど、公正な受益者負担の観点から所要の改正を行います。

8 ページは県債です。

9 ページは一般財源の概要です。説明は省略します。

10 ページ、11 ページは、歳出予算の性質別の概要です。

12 ページは予算規模の推移です。

13 ページは組織の整備、14 ページには職員定数、15 ページは給与費の概要です。

直面する多様な行政課題に的確に対応し、より機動的で効率的な組織体制とするため、課、室の新設等を行います。また、定数は、公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う県立大学の定数及び児童生徒数の減に伴う教員の定数について減員を図る一方、県民サービスの一層の向上を図るため、警察官については増員します。

16 ページは、引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費、一般会計分です。消費税率の引き上げに伴う本県の増収見込み分の使途を示したものです。

続いて、総務部所管に関する新規事業及び重点事業を中心に説明します。

33 ページ、経済の活性化〔地域で働く人づくり〕のうち、2 奈良らしい特色のある雇用の創出の県高齢者人材活用事業ですが平成27年度も引き続いて、県において設置した高齢者人材バンクを活用し、農業、林業、その他専門性の高い業務分野を対象に高齢者雇用を積極的に推進したいと考えています。

47 ページ、経済の活性化〔観光の振興〕のうち、5 にぎわいの拠点づくりの(2) 奈良公園ですが、新規事業の県庁舎エレベーターホール等木質化事業は、県庁舎のエレベーターホール等について、県産材を活用し、木質化します。

122 ページ、くらしの向上〔安全・安心の確保〕のうち2 耐震化の推進、新規事業の県庁舎電気設備耐震改修事業は、平成27年度から平成28年度にかけて、県庁本庁舎の受変電設備を耐震型の機器に更新するもので、あわせて債務負担行為の設定をお願いします。

136 ページ、くらしの向上〔くらしやすいまちづくり〕の1 にぎわいのある住みよいまちづくりの(5) 国際交流の促進のうち、新たな友好提携推進事業は、スイス、ベルン州との友好提携を締結し、新たに分野別の交流事業を開始するとともに、アジア地域とのさらなる連携を推進します。

137 ページ、東アジア地方政府会合の開催ですが、平成26年度は、中国、韓国を初めとする東アジアの諸国から40の地方政府が本県に参集し、第5回会合を開催しました。

来年度も引き続き各地方政府が共通する課題を議論し、相互理解を深める場として同会合を開催します。

新規事業の多文化共生・国際化推進事業ですが、市町村や民間団体が新たに実施する先導的多文化共生・国際化活動に対して補助を行うなど、地域の国際交流をさらに促進するための取り組みを実施します。

新規事業の在住外国人サポート促進事業では、在住外国人が安全に安心して生活できるよう、相談窓口担当者に対する研修などを行います。

新規事業の旅券の日曜交付の実施では、県民サービスの向上の観点から、新たに旅券の日曜交付を本年の7月から行います。

171ページの人材・組織マネジメントと財政マネジメントの1「マネジメント」の全面的な展開ですが、新規事業の奈良県地方創生推進事業では、将来の人口展望である地方人口ビジョン及び向こう5年の地方創生施策を取りまとめた地方版総合戦略を策定し、具体の施策推進をします。

新規事業の新たなパーソネルマネジメント研究事業ですが、人材の確保、育成、活用の仕組みづくりを進めるため、本県の現状や課題について分析、研究に取り組みます。

新規事業の技術・資格職人材確保事業では、近年受験者数が減少傾向にある獣医師などの技術・資格職について必要な人材を確保するため、新たなリクルート先の開拓などに取り組みます。

新規事業の奈良県統計リテラシー向上事業では、統計重視の文化を県全域に定着させ、統計リテラシーの向上を図るため、啓発イベントの開催や市町村職員向けの相談窓口の設置及び研修などに取り組むこととしております。

172ページのふるさと奈良県応援寄附金推進事業と、新規事業の寄附型クラウドファンディングを活用した共感プロジェクト推進事業では、寄附金の受け入れを促進するため、新たに県政情報の発信や美術館観覧券の送付による寄附者とのコミュニケーションの強化や、奈良の木を使用したお土産物を追加するなど、贈呈品の見直しを行います。また、新たな取り組みとして、県が実施する事業について、ふるさと納税の一形態でもある寄附型クラウドファンディングを活用し、県内外の支援者から幅広く寄附を募集します。

173ページ、新規事業の県有資産活用プロジェクト事業では、ファシリティマネジメントの視点から、国、市町村と連携しながら官公庁施設の再配置や地域の活性化等を検討します。

新規事業の指定管理者制度運用支援強化事業ですが、指定管理者制度導入の施設において、施設の運営管理の向上を図るため、外部の有識者による第三者評価を新たに実施します。

2「公表」「対話」を文化とした行政経営ですが、県政広報について、173ページから174ページに記載しています。県民だより奈良を年間16ページ増加するとともに、従来から各種テレビ番組、新聞、インターネットなどに加え、新たに他府県広報紙やテレビのデータ放送を活用するほか、デジタルサイネージの設置を拡充するなど、多様な媒体を活用して県政情報や観光情報などを幅広く発信します。

174ページの3電子自治体の推進、マイナンバー制度の推進ですが、マイナンバー制度の円滑な導入に向け、県や市町村職員への研修を新たに実施するほか、統合宛名システムや税務総合システムについて改修等を行います。

175ページの4内部統制、行政評価の実施ですが、全庁的なマネジメントサイクルの推進のため、県政課題の現状分析、政策・施策の評価を引き続き実施します。

新規事業の政策検証事業では、次年度以降の目標や重点的に取り組む施策を検討するため、政策目標、戦略、取り組みの関連性を明確にし、取り組み成果等の検証を行います。

新規事業の公契約条例施行推進事業ですが、ことし4月に施行予定の公契約条例の円滑かつ適正な運用を図るとともに、同様の取り組みがなされるよう市町村への普及推進を図ります。

平成27年度の当初予算案、当初提出分の平成26年度2月補正予算案の概要に関する説明は以上です。

続いて、「平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の1ページ、平成26年度奈良県一般会計補正予算（第5号）は、増額が100億6,500万円余、減額が6億9,000万円余となり、合わせて33億7,500万円余の増額です。これは現計予算では不足が生じているもの等について増額するとともに、事業の年度内の執行を見通して減額するなど、必要な措置を講じたものです。

特定財源の内訳は、一般財源については、県税収入の増収等が見込まれることから、増額です。

2ページからは事業概要で、総務部に関するものについて説明します。その他の項目については、担当部局からの説明となります。

まず、増額補正ですがふるさと応援基金積立金で、ふるさと応援寄附金の増により、積

立金を増額します。

県税交付金は、配当割県民税及び株式等譲渡所得割県民税の増収に伴い、市町村交付金をそれぞれ増額するとともに、利子割県民税及び地方消費税の減収に伴い、市町村交付金をそれぞれ減額する結果、県税交付金全体としては増額です。

3 ページ、地域・経済活性化基金積立金は、県政の主要プロジェクトや本県独自の地方創生の推進のため、また県債管理基金積立金は、公債費利子の不用に伴い、それぞれ積み立てをお願いします。

減額補正です。地方消費税清算金は、地方消費税の減収によって23億8,000万円、県税還付金では地方法人税等に係る還付金の1億円、公債費については県債借入利率の低下による利子の不用により13億円、それぞれ減額をお願いします。

4 ページから7 ページは、繰越明許費補正です。うち総務部が所管のものは2件です。4 ページの本庁舎及び分庁舎昇降機更新事業ですが平成27年度当初予算案にも計上しているエレベーターホール等の木質化にあわせて行うこととなり、工法の検討等により、不測の日時を要したことに繰り越しをお願いします。

携帯電話等エリア整備事業は、事業主体である市町村のおくれにより、繰り越しをお願いします。

8 ページから9 ページは、特別会計の補正予算です。総務部の所管としては、9 ページの奈良県公債管理特別会計です。先ほど説明しましたが、一般会計の減額と連動します。

続いて、「平成27年2月県議会提出条例」の目次をごらんいただきたいと思います。条例については、平成27年度議案と平成26年度議案を合わせて36件あります。内訳ですが、一部改正が32件、制定が4件です。うち総務部に関するものは10件あり一部改正が9件、制定が1件です。

1 ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例は、知事の附属機関として9つの附属機関を新たに設置するとともに、その役割を終えた4つの附属機関を廃止するため、提案します。うち総務部にかかわるものは、附属機関の設置のうちの(1)から(3)までの奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会、奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会、奈良県西の京県有地活用整備事業者選定審査委員会の3つです。それぞれ要旨に記載されている事務を担当させます。施行の期日は、いずれも平成27年4月1日です。

10 ページからは、奈良県行政手続条例の一部を改正する条例です。これは、行政手続

法の改正に準じ、法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度を整備する等のため、所要の改正を行います。あわせて、奈良県行政手続条例の条項を引用する奈良県税条例についても、条文整備を行います。施行期日は平成27年4月1日からです。

22ページ、奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例は、行財政改革を推進するとともに、定員のより一層の適正化を図るため、要旨記載のとおり、知事部局、各行政委員会等の定数について改正を行います。施行期日は平成27年4月1日からです。

27ページ、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、人事委員会の給与に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の額の改定等を行います。

具体的に申し上げますと、まず一般職の職員の給与に関し、給料表を人事委員会勧告に準じて改定を行います。次に、地域手当の9地区分、支給地域及び支給割合について人事委員会勧告に準じて改正を行います。また、単身赴任手当の基礎額及び加算額の上限を、要旨に記載をしているとおり改定をするとともに、再任用職員を支給対象に加えます。さらに、週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、管理職職員の特別勤務手当を支給します。次に、任期つき職員及び任期つき研究員に関しても、人事委員会勧告に準じて給料表の改定を行います。

また、29ページに記載していますが、委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長を教育委員会の委員から除くとともに、その他の所要の改正を行います。

施行期日は平成27年4月1日からですが、給料表、地域手当、単身赴任手当の改定は3年間の経過措置を設けています。

44ページ、奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例は、国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の調整額の改定等を行うため、所要の改正をします。

具体的に申し上げますと、退職した職員の退職前の職責に応じて加算する調整額を、要旨1の(1)に記載のとおり、引き上げを行います。また、第7号区分についても、勤務期間24年以下の退職者にも調整額を支給します。

施行期日は平成27年4月1日からです。

49ページ、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例は、厳し

い財政状況等に鑑み、従前から行っている知事、副知事、常勤の委員、教育長及び一般職の職員の給与の額を減ずる特別措置の実施期間を1年延長し、平成28年3月31日まで継続するため、所要の改正を行います。施行の期日は平成27年4月1日からです。

51ページ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、先ほどもありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長が一般職の職員でなくなることから、所要の改正をします。施行の期日は平成27年4月1日からです。

53ページ、県吏員職員退隠料条例及び恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、県吏員職員退隠料条例のほか一条例の対象者を改正前の法律に規定する教育長とするために所要の改正を行います。施行の期日は平成27年4月1日からです。

164ページ、公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例は、公立大学法人奈良県立大学の設立に伴い、関係する条例の廃止及び所要の改正を行います。

総務部の所管は、要旨2(3)奈良県部設置条例の改正です。具体的には、地域振興部の所掌事務を定めている同条例第3条にある奈良県立大学を、公立大学法人奈良県立大学に改めます。施行の期日は平成27年4月1日からです。

369ページ、公立大学法人奈良県立大学に係る地方独立行政法人法第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織を定める条例は、公立大学法人奈良県立大学の設立に伴い、当該法人の設立の日に、当該法人に引き継ぐ職員の属する内部組織を定めます。施行の期日は平成27年4月1日からです。

条例の関する説明は以上です。

続いて、予算外議案を説明します。「条例その他予算外議案」の370ページ、包括外部監査契約の締結については、地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したいので、その議決を求めるものです。契約の目的、始期、金額、相手方は記載のとおりです。

続いて、資料「平成26年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」は、契約等は道路整備事業に係る請負契約の変更等、9件ありますが、総務部に関するものではありません。

報告案件は、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告の1件で、総務

部に所管のものではありません。

以上が総務部所管に係る付託議案等です。

最後に、資料「平成25年度決算に係る予算審査特別委員会の要望事項に対する措置状況について」のうちの平成27年度に取り組む内容について説明します。

まず、1ページの南部・東部地域への若者の移住に向け、Iターン、Uターンの増加につながる取り組みを推進されたいとの要望に対して、効果的なプロモーションや特色あるイベントの実施、移住促進のための取り組みを行う予定です。

次に、障害者に対する県有施設の使用料減免については県として統一的な取り扱いをされたいとのご要望については、使用料減免に関する基本方針を定め、これに基づき、可能な施設から順次実施を図る予定です。まず、スイムピア奈良について、障害者（児）の個人利用料金の免除等を行う予定です。

障害者の工賃向上に向けた取り組みを引き続き推進されたいとの要望については、新規事業として、国の交付金を活用した授産商品消費拡大事業を実施する予定です。

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、男女ともに多様な役割分担があるという意識の醸成に向けた取り組みに努められたいとの要望に対しては、(仮称)女性の輝き・活躍促進アクションプランを策定するとともに、男女がともに活躍できる社会を推進するシンポジウムの開催など、県民の意識醸成に取り組む予定です。

プレミアム商品券を継続実施するとともに、参加店舗の拡大に努められたいとの要望は、国の交付金を活用し、プレミアム商品券、プレミアム宿泊券を発行する予定です。県発行のプレミアム商品券については、参加店舗の負担分を軽減することで地元商店街における中小の小売業者の参加に向けたインセンティブを高めます。

国の経済政策を機敏に捉え、機動的に対応するとともに、県内の経済や産業の状況を定期的に観測し、きめ細かな対策に努められたいとの要望については、県が取り組むプロジェクトをしっかりと固め、機動的に対応するとともに、統計データや経済報告等を用いて国や県内の経済動向を定期的に観測し、きめ細かな施策につなげていきます。

小規模であっても意欲的に農業に取り組む担い手の支援を充実されたいとの要望については、未経験でも意欲のある方に対し、県みずからが研修農園を整備した上で、貸し出し、研修を行います。

営農型太陽光発電の先進事例の研究分析を行い、その普及促進を図られたいとの要望については、国に対して率先した実証研究や研究開発の実施などを要望するとともに、他府

県における取り組み状況等についての調査結果を導入、検討農家への情報提供に活用する予定です。

最後に、市街化調整区域では、工業団地の誘致など積極的な土地利用と農地を守る規制等を適切に組み合わせた施策を推進されたいとの要望については、京奈和自動車道周辺において新たな工業団地の適地を見出すプロジェクトを市町と連携して進め、工業団地の具体的な候補地の絞り込みを行う予定です。また、県域での農地マネジメントについても進める予定です。

なお、今申し上げたもの以外に、平成27年度予算案の主な取り組みなど、予算案の関係資料をお配りしています。また、昨日ご要請いただいた基金に関する資料については、配付していますが説明は省略します。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○長岡危機管理監 危機管理監所管の平成27年度予算案について、新規事業、重点事業を中心に説明します。

「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の78ページ、くらしの向上〔医療の充実〕、2救急・周産期医療体制の構築、(1)救急医療体制の充実の奈良県救急医療管制システム(e-MATCH)事業です。救急搬送ルールを円滑に運用するため、e-MATCHシステムを全消防本部及び県内の救急搬送病院に導入していますが、現場における操作手順を短縮する機能付与のため、システムの改修を行います。

119ページ、くらしの向上〔安全・安心の確保〕、1県土の防災力の向上、(1)自助・共助の推進です。新規事業の奈良県国土強靱化地域計画推進事業は、国土強靱化基本法に基づいて、奈良県国土強靱化地域計画とそのアクションプランの策定を行います。

安全・安心まちづくり推進事業は、自主防犯・防災団体の組織化、活性化を推進するため、地域リーダーの養成やそのフォローアップ研修など、記載の取り組みを実施します。

新規事業の災害ボランティアワークショップ開催事業は、行政とボランティアがお互いに必要な連携、協力の方法について学ぶワークショップを開催します。

新規事業の災害対策専門研修「トップフォーラムin奈良」開催事業は、市町村長の災害対応能力の向上を図るため、災害時に求められる対応方策などの研修を、県と、人と防災未来センターとの共催で実施します。

新規事業の国民保護共同訓練事業は、武力攻撃や大規模テロ等の発生に備え、県の国民

保護体制の強化と関係機関との連携強化を図るため、内閣官房、消防庁、陸上自衛隊及び天理市などの各関係機関との共同訓練を平成28年1月に実施します。

続いて、120ページの(2)基盤整備の推進、陸上自衛隊駐屯地誘致推進事業です。駐屯地の県内誘致の早期実現に向け、引き続き国への提案、要望活動を実施するほか、陸上自衛隊のヘリポートを併設した駐屯地の誘致のための調査や誘致機運の醸成のための県民向けイベントの開催を行います。

奈良県広域防災拠点整備基本構想策定事業は、南海トラフ巨大地震等が発生したときに、県内外から大量の人的・物的支援を受け入れて被災地を迅速に支援できる広域防災拠点の整備のための基本構想の策定します。

新規事業の孤立集落の対策支援事業は、災害時に孤立する可能性のある集落において、ヘリによる救助を迅速、的確に受けられるよう、市町村が設定した臨時ヘリ駐機スペースの有効性の調査を実施します。

奈良県防災行政通信ネットワーク再整備事業は、防災行政通信ネットワークを再整備するために、基本・実施設計の業務を行います。

123ページ、3消防力の強化の広域消防通信システム補助事業は、消防広域化を実施された37市町村に対して、消防救急無線や消防指令センターの整備に係る費用のうち、市町村の実質負担額に対して県が2分の1を補助して支援します。

消防力強化支援事業は、災害時における消防団による初期活動の充実を図るため、市町村が行う消防団車両等の整備に対して補助を行い、その計画的な整備を促進します。

4治安対策の強化の地域防犯力の向上・強化事業です。地域の自主的な防犯活動を行う事業所をサポート事業所として登録いただくとともに、地域防犯重点モデル地区事業として、地域と連携して、ソフト、ハードの両面から自主的な防犯対策を実施する市町村に対して補助を行います。

124ページの5交通安全の推進、交通安全対策推進事業です。自主的に交通安全活動を実施する事業所にサポート事業所として登録するとともに、新規事業は、平成28年度からの5カ年計画となる第10次奈良県交通安全計画を策定します。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いします。

○野村地域振興部長 地域振興部所管の予算案について、新規事業を中心に説明します。

「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の27ページ、新規事業の地域経済循環創造事業は、地域資源を生かし

た先進的で持続可能な経済循環を促進するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる初期投資経費に対して助成するものです。

新規事業の学研高山地区交通サービス利便性向上検討事業は、高山地区からほかの学術研究地区や近隣の駅への交通ニーズを調査、分析して、継続可能な交通モデルの構築を検討します。

104 ページ、新規事業の教育政策推進事業は、法律の一部改正に伴い、県に設置が義務づけられた総合教育会議の運営のほか、奈良県独自の取り組みとして、奈良県教育サミットを開催するなど、奈良県教育の振興に関する総合的な施策を推進します。

新規事業の就学前教育調査研究事業では、京都大学と連携し、幼児期における規範意識の向上や体力向上に向けての効果的な教育手法を調査します。

105 ページ、新規事業の未来の有権者選挙体験支援事業は、選挙啓発の一環として、小中高校生を対象にした模擬投票や出前授業などを市町村と行うとともに、マニュアルを作成した上で継続的な取り組みになるようにします。

106 ページ、新規事業の私立幼稚園運動場芝生化促進事業では、園児の体力向上を目的として、私立幼稚園の運動場の芝生化に対して補助します。

109 ページ3 私学の振興の私立学校教育経常費補助金と私立幼稚園教育経常費補助金では、私立学校と私立幼稚園の経常的な経費に対して補助し、私学の振興を図ります。

110 ページ、私立高等学校等就学支援事業は、県内私立高等学校等に在籍する生徒の家庭における授業料の負担を軽減します。

学び直しへの支援事業（私立学校）と私立学校奨学のための給付金支給事業は、高等学校等の中途退学者と低所得者の就学を支援します。

私立学校耐震化緊急促進事業費補助金は、県内私立学校の児童生徒の安全を確保するため、県独自の補助を行い、校舎等の耐震補強、改築工事の推進などを進めます。

続いて、111 ページの4 県立大学の充実で、新規事業の公立大学法人奈良県立大学運営費交付金と公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金は、今年の4月に公立大学法人に移行する奈良県立大学に対し、業務運営に必要な財源など所要の額を交付します。また、耐震改修工事や新しい校舎の整備など、以下に記載の事業を進めます。

112 ページ、くらしの向上〔文化の振興〕で、(仮称)奈良県国際芸術家村基本構想策定事業では、奈良の文化資源活用、創造を推進するための拠点整備に向けた基本構想を策定します。

奈良らしい歴史展示推進事業は、新たにハンズオンなどの体験学習ツールの作成や、観光事業者を対象に歴史展示に関するセミナーを開催するなど、奈良の歴史文化の魅力や背景をわかりやすく伝えるための歴史展示を推進します。

新規事業のベトナムフートー省との文化交流事業では、奈良県と友好県省関係の発展に関する覚書を締結しているフートー省との文化交流を発展させるため、雅楽集団を派遣し現地公演を開催します。

新規事業の文化資源データベース構築事業は、県が保有する文化資源のデータベース構築に向けた検討や、県内に所在する国宝、重要文化財のマップを作成します。

2文化芸術イベントの開催で、ムジークフェストなら2015開催事業は、奈良公園春日野園地で大規模な野外コンサートを行うとともに、市町村との連携コンサートも実施します。

奈良県大芸術祭の開催は、県内における文化芸術活動のさらなる発展のため、9月から11月まで引き続き開催します。

国民文化祭開催準備事業は、平成29年度に開催する国民文化祭の基本計画の策定、広報等を実施します。

113ページ、新規事業の文化施設連携モデル事業は、新たに奈良公園周辺的美術館等に入館できる共通パスポートや、県立の文化施設に入館できる年間パスポートを発行します。

新規事業のNHK大河ドラマ誘致事業は、2020年の東京オリンピックイヤーに、古代奈良を舞台に日本の始まりをテーマとした大河ドラマの誘致に取り組みます。

新規事業の文化資源活用策の検討事業は、新たに文化資源の効果的な活用策を検討するため、外部有識者による会議の開催や調査を実施します。

114ページ、新規事業の「(仮称)2015東アジア文化遺産保存国際シンポジウム in 奈良」開催事業は、東アジア文化遺産保存学会が実施する国際シンポジウムと連携し、公開講演会等を実施します。

5文化施設の改修等ですが、文化会館、美術館及び周辺整備基本計画策定事業では、文化会館、美術館及びその周辺地域を一体整備し、魅力ある文化空間を創出するための基本計画の策定などを実施します。

132ページ、1エネルギー政策の推進で、新規事業の(仮称)第2次エネルギービジョン策定事業は、平成25年3月に策定した現行の奈良県エネルギービジョンが、平成2

7年度末で計画期間を終了しますので、平成28年度を起点とする次期計画を策定します。

再生可能エネルギー等導入推進事業は、奈良県環境保全基金を財源として、地域の避難所や防災拠点に再生可能エネルギーを導入する市町村等に対して補助を行います。

133ページ、新規事業の県庁周辺分散型エネルギーインフラ推進事業では、県庁本庁舎周辺でのガスコージェネレーション発電による電力と熱エネルギーを供給する仕組みの導入に向けて可能性調査を実施します。

新規事業の奈良県スマートコミュニティ構想調査検討事業は、電気や熱などのエネルギーを地域で融通し、効果的、効率的に活用するスマートコミュニティ構想について、国の有利な補助金を活用して検討を行いたいと考えています。

新規事業の再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣事業は、再生可能エネルギーに詳しい県内外の専門家をアドバイザーとして登録し、地域の要請に応じて派遣し、取り組みを支援します。

166ページ、協働の推進で、早稲田大学との連携事業は、早稲田大学の知的資源を活用し、県政のさまざまな課題への対応策を検討実施します。新規事業の京都大学との連携事業は、京都大学との協定に基づいて、県内高校と京都大学との交流を推進します。

167ページ、新規事業の県内企業・市町村と大学との連携事業は、大学の知的資源を活用する取り組みを促進するため、県内企業、市町村と大学の連携事業に対し補助を行います。

続いて、168ページ、市町村への支援で、奈良県版役割分担実現事業は、奈良モデルとして推進する事業について、市町村とともに作業部会を設置するなど、引き続き具体的な検討を行うものです。「奈良モデル」推進補助金については、新たに広域連携の実現に取り組む市町村を支援します。

県域水道ファシリティマネジメント推進事業は、中和地域の10市町村、あるいは磯城郡、北葛城郡及び北和4市において、施設や業務の共同化の検討を進めます。五條・吉野エリア施設共同化推進事業、簡易水道の統合・共同化推進事業においても同様の取り組みを進めます。

新規事業の簡易水道技術支援体制構築モデル事業は、奈良広域水質検査センター組合と県水道局と連携した上で、モデル市町村を対象に技術支援を行います。

169ページ、新規事業の奈良県市町村公営企業財政健全化支援事業は、市町村公営企業が有している高金利の地方債の繰り上げ償還について、市町村が支援をする際に必要と

なる経費に対して無利子貸し付けと助成措置を新たに講じ、市町村の財政の健全化を支援します。

170ページ、新規事業の地域振興懇話会ジャーナル発行事業は、市町村の区域を超えた地域ごとにジャーナルを発行し、地域の政策課題などについて情報提供します。

新規事業の全国自治体政策研究交流会議奈良大会開催事業は、ことしの8月に自治体学会の全国大会を奈良県で開催するにあたり、奈良市、市町村振興協会とともに実行委員会を組織し、開催経費を負担します。

市町村の組織マネジメント支援は、行財政運営上、解決すべき課題を抱える市町村の改善を重点的に図る市町村行財政運営健全化推進事業のほか、平成28年4月より本格実施される人事評価制度の導入に向けた研修会を開催する新規事業の市町村人事評価制度導入支援事業や、市町村の地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定を支援する新規事業の市町村地方創生支援事業を実施します。

金額欄に記載している2月補正については、国補正予算等に対応するため、全額を平成27年度に繰り越しをお願いします。

続いて、資料「平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の2ページ、増額補正です。先ほど説明した再生可能エネルギー等導入推進事業、いわゆるグリーンニューディール基金と呼んでいるものですが、この財源となる奈良県環境保全基金積立金について、環境省より7,000万円の追加配分を受けたため、それを基金に積み増します。

次に、4ページ、繰越明許費補正の新規、史跡等整備活用補助については、事業主体である奈良市の平城京朱雀大路跡公有化事業のおくれにより、繰り越しをお願いします。

文化会館施設整備事業については、音楽練習室の整備について公告したのですが、応札者がなかったことから、再度工期を見直した上で平成27年度に再度公告を行うため、繰り越しをお願いします。

県立大学地域開放施設整備事業については、土地を掘り返したところ、旧プール跡が見つかったことにより、設計等の見直しが必要となりました。そのため繰り越し措置をお願いします。

続いて、「平成27年2月県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。

まず、1附属機関の設置について、地域振興部の所管になるのが（4）奈良県産学官連携共同研究開発費補助金審査委員会と（5）奈良県国際芸術家村構想等検討委員会の2つ

です。新たに知事の附属機関として設置をお願いするもので、それぞれ要旨に記載されている事務を担当させます。いずれも平成27年4月1日からの施行をお願いします。

164ページ、公立大学法人奈良県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例ですが、この4月1日に奈良県立大学が公立大学法人に移行することに伴い、関係する条例の廃止と所要の改正を行います。具体的には先ほど説明のあった総務部所管のほか、要旨1奈良県立大学設置条例の廃止と要旨2(1)奈良県立大学における授業料等に関する条例及び(2)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の奈良県立大学に係る規定の削除を行います。平成27年4月1日から施行します。

続いて、資料「条例その他の予算外議案」の369ページ、財産の譲与についてです。

先ほど申し上げた奈良県立大学が平成27年4月1日に公立大学法人に移行することに伴い、奈良県立大学に係る債権を譲与することについて議決をお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○辻本南部東部振興監 南部東部振興監所管の予算案等について説明します。「平成27年度一般会計・特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計・特別会計2月補正予算案の概要」の139ページ、南部地域・東部地域の振興です。1訪れてみたくなる地域づくり、(1)魅力を発見する、創るの、新規事業の南部・東部振興基本計画推進事業ですが、新たな南部振興基本計画・東部振興基本計画の進捗管理や計画推進のための必要な調査等を行います。

南部・東部振興プロジェクト検討事業、南部・東部振興プロジェクト推進事業、南部・東部地域魅力創出モデル検討事業等により、地域の魅力の発見、創出のための取り組みに対する支援を行います。

140ページ、(2)知ってもらおうの奥大和プロモーション事業ですが、大手旅行雑誌の「じゃらん」あるいは大手宿泊予約サイトへの地域情報、観光情報の掲載、また動画「美しき日本」の制作、配信、五條市を舞台とした映画の上映イベントの開催などにより、奥大和地区のプロモーションを行います。

また、キッチンカープロジェクト推進事業ですが、キッチンカーを活用して県内のオーナーシェフとの連携による南部・東部地域の食材のプロモーションを県内外で実施します。キッチンカーについては、来週の10日火曜日、県庁前で試食会を開催する予定です。予算審査特別委員会開催中ですので、委員の皆様には控室に一部届けますので、またご試食いただければと思います。よろしくをお願いします。

続いて、(3)訪れてもらう、体験してもらうです。南部・東部地域での特色あるイベント開催事業ですけれども、トレイルランニングイベント、あるいは野外音楽フェスティバル、アートイベント等、南部・東部地域の特色を生かしたイベントを実施し、地域を訪れてもらう機会を創出します。また、昨年、一昨年のなんゆう祭に引き続いて、南部・東部地域の活性化を図るため、市町村、地元住民等と協力して本年秋に宇陀市で大規模なイベントを開催する予定です。

141ページ、「弘法大師の道」魅力発掘事業ですが、昨年に引き続き吉野山から高野山までの弘法大師の道の情報発信をするとともに、5月にトレイルランニングイベントを実施する予定です。

新規事業のおもてなしによる交流促進事業は、おもてなし意識の向上によるリピーターづくりを目的に、旅館の経営者、市町村職員、観光協会等を対象にしたワークショップ、セミナー形式による旅づくり塾を開催します。また、南部・東部地域で行われるイベントを盛り上げるために、市町村等が実施する前夜祭などのおもてなしプログラムの実施を支援します。

路線バスを活用した南部・東部地域への誘客促進事業ですが、12月補正予算で計上した路線バスを利用して南部・東部地域で宿泊される旅行者の方々への運賃の助成については非常に好評なので、引き続き年間を通じて実施したいと考えています。

スポーツ・文化活動による交流促進事業です。新たにプロスポーツ選手の自主トレーニングや実業団スポーツチームの合宿を誘致するとともに、南部・東部地域での部活動合宿や勉強合宿をする学生の宿泊経費に対して補助をする予定です。

148ページ、2住み続けられる地域づくりの(3)いざというときに備えるの項目です。紀伊半島大水害シンポジウム開催事業ですけれども、紀伊半島大水害の経験を踏まえ、大水害の記憶を忘れることなく、今後の防災や地域の振興を考えるためのシンポジウムを引き続き開催します。

次の(4)移り住んでもらうの移住促進事業です。移住や二地域居住を考えておられる方々に移住先として南部・東部地域を認識していただくため、ホームページ、パンフレット等による移住情報の発信、移住セミナー、移住・二地域居住体験ツアーを実施します。さらに地域での受け入れ環境の充実を図るため、移住・二地域居住の推進に関する取り組みを紹介する奥大和ジャーナルを制作し、南部・東部地域の各家庭に配布する予定です。また、シェアハウス、チャレンジショップ、移住体験住宅など、空き家や廃校等を活用し

た移住者のための拠点施設を整備するためのモデルプランを作成するとともに、それらの拠点施設を整備する市町村等に対して助成します。さらに地域受け入れ協議会の組織化を推進するため、協議会が行う移住・定住・二地域居住の取り組みに対して補助をする予定です。

新規事業の（仮称）ふるさと創生協力隊設置事業ですが、ことしまで新規募集していたふるさと復興協力隊にかわり来年度からは移住コンシェルジュなど、複数の市町村にまたがる広域的な地域振興活動に従事する人材を採用し、配置します。なお、現ふるさと復興協力隊のうち来年度に3年の任期を迎える隊員が11名いますが、定住支援のため、その隊員の起用に要する経費に対する助成も行う予定です。金額欄に記載の2月補正と記載している分については、国補正予算等に対応するため、全額を平成27年度に繰り越します。

平成27年度当初予算分は以上です。

続いて、2月補正追加提案分の説明します。「平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の繰越明許費補正の新規、うだ・アニマルパーク周辺環境整備事業です。これはうだ・アニマルパーク周辺道路の渋滞、あるいは駐車場不足の解消を図るために、宇陀市が実施する道路拡幅、あるいは駐車場整備に対して負担します。事業主体である宇陀市において当該工事における移転物件の代替地の選定等に不測の日数を要したため、これに係る県負担分の経費について繰り越しをお願いします。

以上です。よろしく申し上げます。

○福井観光局長 観光局所管の事業について、説明します。新規の主要事業を中心にご説明します。

「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の38ページ、経済の活性化〔観光の振興〕です。1宿泊産業の育成支援として、新規事業の団体旅行誘致促進事業は、全国の信用金庫が実施している年金旅行をターゲットとして、年金旅行企画担当者を対象としたファミトリップを実施し、魅力ある旅行コースを提案します。

修学旅行誘致促進事業は、修学旅行の目的地、宿泊先の決定について大きく関与する教職員及び旅行会社をターゲットとした誘致活動を推進します。奈良で学ぶ意義や歴史解説等を掲載した事前学習用の冊子等の制作、班別行動に取り組みやすくするためのサポートブックの制作などを行います。

新規事業のプレミアムゲストハウス宿泊促進事業は、県内にあるきめ細やかなおもてな

しが特徴のゲストハウスやB&B、古民家1棟貸しなどの新たな宿泊施設の魅力とともに、奈良での過ごし方、楽しみ方を女性誌などに掲載し、広くアピールします。

新規事業の奈良うまし夏めぐり推進事業は、冬のオフシーズン対策である奈良うまし冬めぐりに加えて、夏のオフシーズン対策として実施します。県内社寺や世界遺産を活用した特別感のある旅行商品を造成し、全国の旅行会社へのプロモーション活動等を展開します。

39ページ、新規事業の奈良県プレミアム宿泊券発行事業は、新たな観光需要を生み出すため、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、県内の宿泊施設で利用が可能な5,000円のプレミアムがついた宿泊券を発行します。

新規事業の観光誘客強化事業は、団体旅行を主催する団体や旅行会社等に対し、バス1台当たり3万円の補助を実施し、団体旅行誘致活動を展開します。

次に、41ページの3観光の環境整備、(1)案内力・説明力の向上の新規事業の奈良盆地周遊型ウォークルート造成事業は、奈良盆地全体を歩いて快適にぐるっと1周できるルートを造成します。地元と市町村と連携し、順次ルートの設定及び案内サイン等の整備を進めます。

47ページの5にぎわいの拠点づくり、(2)奈良公園の(仮称)奈良県外国人観光客交流館整備事業は、外国人観光客が県内の観光情報を手軽に入手でき、交流、宿泊ができる拠点施設として整備するもので、平成28年度のグランドオープンを予定していますが、それに先駆け平成27年夏以降に観光案内所、物販施設等を先行オープンします。

新規事業の(仮称)奈良県外国人観光客交流館運営事業は、交流館において外国人観光客が県内を快適に周遊するための観光情報の提供や外国人スタッフによるフェイスブック、ツイッター等のSNSを活用した情報発信、奈良観光のためのおもてなしバスの運行などの運営を行います。

49ページの6観光情報発信、(1)観光キャンペーン等による魅力の発信です。新規事業の地方都市連携観光プロモーション推進事業は、本県にゆかりのある国内外の地方都市と連携し、交流の歴史や参加地域の魅力を広く情報発信する観光フェアをことしの秋に大阪駅周辺で実施します。

新規事業の首都圏情報発信プロジェクト事業は、歴史・文化ファンの多い首都圏において主要駅を初め、往来客の多い情報発信拠点、あるいは交通メディア、雑誌掲載などを活用して、奈良のPRを行います。また、世界最大級の旅の祭典であるツーリズムEXPO

ジャパンに出展するほか、昨年実施した東京都内の百貨店での観光物産展を引き続き実施します。

新規事業の奈良県東京新拠点調査事業は、現在、東京日本橋に設置している奈良まほろば館が平成29年3月に契約期限を迎えることに伴い、移転候補地の選定に向けた調査を行います。

新規事業の観光情報サイト改修事業は、観光情報サイトで運用している大和路アーカイブをよりスムーズにアクセスでき、利用しやすいシステムに再構築します。

51ページ、(2) 記紀・万葉プロジェクトの推進とし、新規事業の英語版「なら記紀・万葉名所図会」作成ノウハウの開発事業は、日本の歴史を外国人にわかりやすく伝えるノウハウの集積を図るために、なら記紀・万葉名所図会古事記編を題材にして、多言語化マニュアルを作成します。

新規事業の日本書紀を学ぶ事業は、来年度から重点を日本書紀に移しますが、日本書紀を知ってもらい、興味を持っていただくことを目的とし、県内市町村での連続講演会や小学生向けのイベントを開催します。

新規事業の日本書紀で奈良を楽しむPR映像制作事業では、日本書紀のエピソードや県内のゆかり地をわかりやすく紹介するPR映像を制作します。

52ページ、新規事業の「日本書紀すごろく」制作事業は、遊びを通して日本書紀を楽しく学ぶことができるすごろくを小学生や高齢者向けに制作します。

7外国人観光客、新規事業のならWi-Fiスポット設置促進プロジェクトは、外国人観光客に最新の観光情報を入手できる環境を提供するために、県内の主要観光案内所が設置するWi-Fi設置に対して補助を行います。

新規事業の多言語対応タッチ型観光案内サイネージ設置事業ですが、外国人観光客が県内を快適に周遊いただくよう、観光案内所等にタッチパネル式の多言語観光案内システムの装置を導入します。

53ページ、新規事業の外国人観光客向け観光情報ツール作成事業は、外国人観光客が必要とする宿泊情報、グルメ、ショッピング情報、各種体験情報、移動手段などを掲載した多言語ガイドブック作成します。

外国人観光客おもてなしプロジェクトでは、通訳ガイドのレベルアップ研修、観光事業者等を対象としておもてなし力のレベルアップ研修などを実施します。また、プレオープンする（仮称）奈良県外国人観光客交流館のオープニングセレモニーも兼ねて、盆踊り、

縁日、伝統文化体験などのおもてなしイベントを実施します。さらに多言語コールセンターの運営も行います。

外国人観光客誘致戦略新市場開拓キャンペーンは、富裕層市場の開拓や切れ目のない海外プロモーションを展開するためのプロモーター設置、着地型商品を造成するためのオペレーターを設置するほか、ベトナム、スイスへのプロモーションを実施します。

新規事業の海外広報媒体等を活用した観光情報発信事業は、外国人ライターを招聘し、海外旅行会社等の広報媒体を活用して奈良の観光情報を発信します。

54ページの8MICEの誘致、コンベンション、研修旅行、見本市、展示等の総称をMICEと呼んでいますが、新規事業の国際会議開催支援事業は、本年12月及び5月に奈良で開催する記載の国際会議において、参加代表者へのおもてなしや奈良の魅力のPRを行います。

新規事業のMICE誘致活動事業は、多くの集客交流が見込まれる国際会議の主催者に対する誘致活動を展開します。金額欄記載の2月補正については、国補正予算等に対応するため、全額平成27年度に繰り越します。

次に、条例案について、「平成27年2月県議会提出条例」の370ページ、奈良県外国人観光客交流館条例は、理由欄に記載のように、奈良県外国人観光客交流館を設置する条例です。奈良県外国人観光客交流館は平成28年度に全面オープンする予定ですが、それに先立って平成27年度夏以降に観光案内及び物販施設等を先行オープンする予定のため、所要の定めを行います。施行日については、規則で定める日としています。

以上で観光局所管の事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○江南健康福祉部長 健康福祉部関連の主要事業について説明します。

「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の28ページ、経済の活性化〔産業構造の改革〕、4消費拡大に向けた需要の喚起の授産商品消費拡大事業です。これは授産商品等の購入を対象としたプレミアム商品券を発行するとともに、販売会を開催します。

33ページ、経済の活性化〔地域で働く人づくり〕、2奈良らしい特色のある雇用の創出ですが、なら障害者「はたらく」推進事業について、引き続き特別支援学校の新卒者等の就労や定着支援に取り組むとともに、障害者はたらく応援団ならを奈良労働局と共同で運営するなど、企業等との連携強化を図り、障害者雇用を推進します。

73ページ、くらしの向上〔健康づくりの推進〕、1健康寿命日本一を達成するための

健康的な生活習慣の普及のなら健康長寿基本計画推進事業については、健康寿命日本一を目指して健康づくりの大切さや実践方法を楽しみながら学ぶ健康イベントを開催します。

健康ステーション設置促進事業については、誰でも気軽に健康づくりを開始して実践できる拠点である橿原市と王寺町の奈良県健康ステーションを引き続き運営するとともに、健康ステーションを市町村に普及させるための研修会等を実施します。

食育推進事業については、なら減塩健康食プロジェクトとして平成26年度に作成した減塩ツールを市町村や子育て支援団体等に普及をさせ、子どもたちからの減塩食生活を推進します。

県内大学生が創る奈良の食育未来事業は、県内大学生からの提案を事業化したものです。2つの大学の学生と共同して記載の事業を実施します。

74ページ、2特定健診受診や介護予防の推進ですが、「スマホ」を活用した健康づくり取組検討事業については、平成26年度に実施したニーズ、シーズ調査を踏まえて、平成27年度は奈良県版「健康スマホ」の実現化に向けた課題整理等を実施します。

後期高齢者医療広域連合機能強化支援事業は、後期高齢者医療広域連合との共同による健康づくりの取り組みを推進します。

次に、3疾病の早期発見、医療体制の充実等による早世の減少ですが、健康寿命を延長する取組推進モデル事業では、健康寿命に寄与する健康講座のうち、がん検診受診、禁煙、減塩の3つについて、その効果的な普及対策を市町村においてモデル的に実施をするものです。例えばがん検診受診については、9つの市町において、がん検診の個別受診勧奨、あるいは未受診の方への再勧奨の取り組みを実施する予定です。

75ページ、がん検診推進事業については、「がん検診を受けよう！」奈良県民会議を中心にがん検診の受診率向上のために普及啓発の取り組みを行います。

88ページ、くらしの向上〔福祉の充実〕、1障害者支援の充実、(1)個別の障害に応じた相談システムの充実、発達障害者支援事業については、引き続き発達障害支援センターを運営し、相談支援等を実施するとともに、新たに発達障害のある子どもの子育て経験を生かして相談や助言を行っていただく支援者であるペアレントメンターを養成し、発達障害のある人を支える家族を支援する体制を整備します。

89ページ、障害者福祉施設整備事業については、障害者の就労支援や生活介護の場を整備するために2施設の創設、1施設の増築及び1施設の外構修繕に対して補助を行います。

イ住まいの確保ですが、障害者グループホーム等整備事業は、障害者の住まいの場を確保するために3施設の創設及び1施設の大規模修繕に対して補助を行います。

次のウ差別の解消と権利擁護の推進ですが、(仮称)奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例推進事業は、今回上程している同条例の施行に向けて、その趣旨等を広く周知するとともに、条例の推進に必要な体制並びにガイドラインの整備等を行います。

90ページの(3)保健・医療、ア保健・医療の充実ですが、重症心身障害児・者在宅医療支援事業については、地域医療介護総合確保基金を活用して医療を必要とする在宅の重症心身障害児・者に対する支援の充実を図るために、医師、医学療法士等の多職種で構成する在宅医療支援体制の構築に向けて多職種連携による支援をモデル的に実施します。

92ページの(5)社会参加、アスポーツ・文化芸術活動等の充実ですが、全国障害者芸術・文化祭開催準備事業は、芸術文化活動を通じて障害のある人の社会参加を促進するとともに、障害のある人に対する理解をより深めることを目的として、平成29年度に開催を予定している第17回全国障害者芸術・文化祭について、平成27年度はその実施基本計画を策定します。

2地域包括ケアシステムの構築ですが、市町村地域包括ケア推進事業は、地域包括ケアシステムの構築に向けて全体構想の策定、あるいは医療と介護の連携など、同システム構築に必要な施策に取り組む市町村に対して補助を行います。

地域包括ケア推進支援チーム運営事業は、保健所等との連携による支援チームを編成して市町村や地域包括支援センターを対象に地域ケア会議の開催、医療・介護連携の推進等の取り組みに対し支援を行います。

93ページ、生活支援コーディネーター養成事業ですが、平成27年4月より介護保険制度の改正により、新しい地域支援事業への移行が円滑に行えるように、生活支援コーディネーターの養成など市町村を支援します。

新たな認知症施策推進事業は、認知症高齢者とそのご家族の生活実態等を調査し、見守り体制の構築など、新たな認知症施策の検討を行います。

94ページ、3高齢者支援の充実、(1)介護人材の確保及び介護保険制度の充実な運営ですが、特別養護老人ホームの整備は、平成26年度に整備を決定した3施設140床の整備に対して補助を行います。

介護給付適正化広域連携強化事業は、介護給付の適正化のために市町村の新任介護保険

担当職員に対する研修の実施など、市町村を支援します。

95 ページ、低所得者介護保険料軽減強化負担金は、平成27年4月の介護保険制度の改正により、低所得者の介護保険料の負担軽減を強化することとされました。それに伴い、その経費の一部を県が負担します。

(2) 生きがいつくりの推進の高齢者スポーツ文化交流大会開催事業は、健康寿命日本一を目指して高齢者のスポーツ活動や文化活動の励み、あるいは発表の場として開催します。

96 ページ、4 総合的な福祉の推進ですが、新たな地域の絆づくり事業は、地域のつながりが希薄化する中で、住民、行政、事業者などが連携し、地域で支える体制づくりを進めるために引き続きその方策を検討し、モデル事業を実施するとともに、その成果をもとに次期地域福祉支援計画の策定に取り組みます。

パーキングパーミット推進事業ですが、これは障害者、高齢者、妊産婦等の移動に配慮が必要な方を対象として、車椅子駐車区画等を利用するための利用証を交付するとともに、当該駐車区画の適正な利用を促します。

生活困窮者自立支援対策事業は、平成27年4月にスタートする生活困窮者自立支援制度に基づき、県福祉事務所管内において生活困窮者に対する就労、その他自立に向けた相談支援や困窮家庭の子どもたちへの学習支援等を実施します。

5 医療保険制度の円滑な運用ですが、国民健康保険基盤安定化事業は、国民健康保険における低所得者の方への保険料の軽減分等に係る負担金として計上します。平成27年度から低所得者への負担の軽減並びに市町村国民健康保険への財政支援が拡充されることから、所要の金額を計上します。

97 ページ、後期高齢者医療財政安定化基金事業は、保険料の収納不足や見込み以上の医療給付費の増加に対応するために、国と県と後期高齢者医療広域連合が同額を県の基金に積み立てを行うとともに、保険料の増加抑制を図るために後期高齢者医療広域連合に対し交付金を交付します。

6 福祉医療対策の推進ですが、子ども医療費助成事業、心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業、これらはいわゆる福祉医療制度に係る経費です。

なお、ただいま説明した主要事業のうち、金額欄に2月補正と記載している授産商品消費拡大事業は、国の補正予算に対応するため、全額平成27年度に繰り越します。

以上が健康福祉部にかかる平成27年度当初予算、平成26年度2月補正予算の主要事業の概要です。

続いて、「平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の2ページ、増額補正です。障害児通所給付事業は、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等、デイサービス等を利用する児童の増加に伴い所要の給付負担金を計上します。

介護保険財政安定化基金貸付・交付事業は、介護保険制度の円滑かつ着実な運営を図るために、市町村の介護保険特別会計の収支不足に対して財政安定化基金から貸し付け及び交付を行います。記載の7つの町村に貸し付け及び交付を行います。

緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、地域社会におけるセーフティネット機能を強化して生活困窮者等が安心して生活を送れるように、必要な支援を行うための基金の積み増しを行います。

生活福祉資金貸付推進事業については、ただいま説明した基金を活用して生活福祉資金貸付制度に係るシステム改修費等について、実施主体である奈良県社会福祉協議会に対して補助を行います。

国庫返還金ですが、過年度に受け入れた生活保護費国庫負担金の精算は、平成25年度に受け入れをした生活保護事業等に係る国庫負担金について、支払い実績に基づき精算を行い、受け入れ済み額との差額を国に返還します。

3ページ、減額補正です。後期高齢者医療給付事業は、対象となる医療給付費の減によって減額を行います。

また、後期高齢者医療保険基盤安定化事業は、保険料軽減の対象者数が見込みを下回ったことにより減額を行います。

4ページ、繰越明許費補正の新規分です。老人福祉施設整備事業は、特別養護老人ホームの整備に対し補助しますが、3施設において事業主体のおくれにより繰り越しを行います。

以上が健康福祉部にかかわる平成26年度2月補正予算案（追加提出分）の概要です。

続いて、「平成27年2月県議会提出条例」の1ページ、議第17号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。健康福祉部が所管するものは、要旨欄の（6）奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会です。これは奈良県障害者総合支援センター等の障害福祉関係施設に係る指定管理者について、公平かつ厳正に審査を行うために審査会を設置します。

170 ページ、議第 28 号、奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例は、児童福祉法に基づく児童発達支援の運営に関する基準の一部改正に伴い、児童発達支援センターが援助等を行う対象の拡大並びに通いサービスを提供する事業所の対象を拡大するとともに、指定放課後等デイサービス事業所の事業者等に関する基準を整備するために、所要の改正を行います。

180 ページ、議第 29 号、奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに関する基準の一部改正に伴い、通いサービス及び宿泊サービスを提供する事業所の対象を拡大するとともに、重度訪問介護等を利用できる期限を 3 年間延長するために、所要の改正をします。

187 ページ、議第 30 号、奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、市町村が指定する定員 29 人以下の地域密着型の特別養護老人ホームについて、サテライト型施設の本体施設として運営するときの人員の配置基準を追加する等のために、所要の改正を行います。

190 ページ、議第 31 号、奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例は、このたびの介護保険制度の改正による、いわゆる新総合事業の創設に伴い、訪問介護や通所介護などの居宅サービス事業に関する運営基準を追加するなど、所要の改正を行います。

214 ページ、議第 32 号、奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設を設置する場合などにおいて、本体の施設に配置するだけでよいとされている職種に言語聴覚士を追加するために、所要の改正を行います。

217 ページ、議第 33 号、奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例は、このたびの介護保険制度の改正による新総合事業の創設に伴い、介護予防サービスの一部が新総合事業に移行するため、その関係する規定を削除するなど、所要の改正を行います。

303 ページ、議第 34 号、奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 条及び第 4 条の規定によりなおその効力を有す

るとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例は、このたびの介護保険制度の改正に伴い、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は新総合事業に移行しますが、その経過措置として平成30年3月31日を期限に、各保険者である市町村において移行するまでの間、なお、効果を有することとされたために、所要の規定整備を行います。

312ページ、議第35号、奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、介護療養型医療施設に設置することとされている生活機能訓練室について、患者の生活機能の回復を目指す設備であることを明確にするために、その名称を生活機能回復訓練室に変更するために、所要の改正を行います。

314ページ、議第36号、奈良県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例は、いわゆる第4次地域主権一括法の施行による歯科衛生士法の改正に伴い、平成27年4月1日より都道府県知事が歯科衛生士養成所を指定することになるために、所要の改正を行います。

372ページ、議第49号、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例は、平成25年9月の県議会において採択いただいた請願を受け、新たに制定します。制定の目的は、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護及び県民の理解の促進に関する基本的な事項を定め、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進することにより、全ての県民が障害の有無にかかわらず、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現を目指します。

なお、施行期日については、広く周知する期間を設けるとともに、実施体制の整備等の準備を行う必要があるために、一部を平成27年10月1日に施行して、相談の受け付けなど本格的な施行は平成28年4月1日です。

386ページ、議第50号、奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例はケアプランを作成するケアマネジャー等の必要人数やケアマネジメントの具体的な取り扱いなど運営の基準を定めます。いわゆる第3次地域主権一括法の施行により、平成24年に条例化した介護サービス事業者や介護保険施設の運営基準と同様に、サービスの質の評価、あるいは改善の取り組みなどについて県に報告することなど、県の独自基準として3項目を盛り込んでいます。

以上が条例案の概要です。

最後に、報第33号、地方自治法180条第1項の規定による専決処分の報告について説明します。「平成26年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の31ページ、児童福祉法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例です。

児童福祉法の一部改正により、小児慢性特定疾病に係る指定医療機関制度が創設されたことに伴い、第1条の奈良県障害者総合支援センター条例のほか、4つの条例において児童福祉法の条項及び同法で使用する用語を引用する条文の整理を行います。これについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、報告します。

以上が健康福祉部に係る2月定例県議会提出議案の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○上山こども・女性局長 2月定例県議会提出議案のうち、こども・女性局の平成27年度当初予算について、「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の36ページ、経済の活性化〔地域で働く人づくり〕4女性の就労支援ですが、女性起業家販路開拓支援事業は、ワークセッション型の商談会を開催し、女性起業家が課題と考へている販路開拓を支援します。

女性経営者等の活躍推進事業は、経営者や管理的な立場に従事している女性を対象に専門的なセミナーを開催することにより事業拡大等を支援し、活躍を支援します。

子育て人材確保対策事業は、保育士を初めとした子育て人材の確保と資質の向上を図ります。具体的には、保育士人材バンクの運営のほか、子育て支援員や保育士等を目指す方に対する研修の実施などに取り組みます。

37ページ、5ワーク・ライフ・バランスの推進の女性の社会参加促進事業は、女性がその希望に応じ、個性と能力を発揮して社会で活躍できるよう多様な生き方が選択、実現できるための具体的施策を盛り込んだ新計画を策定します。

続いて、98ページのくらしの向上〔こども・女性支援の充実〕、1こどもへの支援の充実の（1）子育て支援の充実です。次世代育成支援対策推進事業は、奈良県こども・子育て応援県民会議と連携し、結婚や子育てについて地域での応援活動を推進するほか、市町村が行う先駆的な取り組みに対して補助を行います。

若者のライフデザインサポート事業については、若者が早い段階から結婚、子育てを含めた将来のライフデザイン形成を行うためにセミナー等を実施します。

「地域みんなで支える結婚・子育て」協働推進事業は、結婚、子育てを幅広く支援する新たなネットワークを構築し、NPOや企業及び市町村とさまざまな主体間の協働によ

る結婚、子育て活動に対して支援を行います。

子どもの笑顔あふれる「なら子育て応援」プロジェクト事業は、なら子育て応援団が10周年となることから、キャンペーンの実施等により子育て応援の機運を醸成し、地域における子育て支援の取り組みの充実を図ります。

市町村子育て家庭支援充実事業は、市町村による子育て家庭への支援を充実させるため、子育て相談窓口と保護者等の交流の場の一体的な運営を支援します。

99ページの安心子育て支援対策事業は、待機児童の解消を進めるため、安心こども基金を活用し、民間保育所の新設、増設等に要する経費を市町村に対し助成します。

保育士キャリアデザイン支援事業は、保育士のキャリアを認定する制度を創設するほか、研修の体系化や充実を図るなど保育士キャリアデザイン形成を支援します。

保育所委託費負担金、認定こども園施設型給付費負担金と地域型保育給付費負担金については、4月1日から本格施行される子ども・子育て支援新制度における幼児期の教育、保育の経費に対する負担金です。

100ページ、要支援児保育促進事業費補助は、特別な支援を要する児童に対し手厚い保育を行っている保育所を支援するものですが、平成27年度から新たに障害児保育において保育士の加配の程度に応じて支援の充実を図ります。

地域子ども・子育て支援事業は、利用者支援や延長保育など市町村が実施する地域の子ども・子育て支援の取り組みに対し助成を行います。

放課後児童健全育成事業費補助、放課後児童クラブ施設整備費補助は、就労等により保護者が昼間、家庭にいない小学生を対象として設置される放課後児童クラブの運営、施設の創設、改修に要する経費を助成します。

「(仮称)子どもの貧困対策計画」策定事業は、貧困の世代間連鎖の解消と将来の社会を担う人材の育成を目的とした県計画を策定するため、有識者による対策会議を開催します。

子どもの「心と学び」サポート事業は、ひとり親家庭の子どもに対し、学生ボランティア等による心のケアと学習支援を実施するとともに、児童養護施設の高校生の学習塾費用の一部を助成します。

102ページアウトリーチ型子育て支援モデル事業は、児童虐待の未然防止を図るため、乳幼児の子育て家庭を対象とした訪問支援プログラムを作成するとともに、モデル市町村において実施します。

子どもの「自立」サポート事業は、児童養護施設等の入所児童を対象に、退所後の自立に向けた相談や就職活動の支援、居場所づくりの確保等を行います。

2 女性への支援の充実、(1) 女性の就労支援の(仮称)女性の活躍促進会議運営事業は、女性の活躍促進に向け、有識者等による検討を行う会議を開催します。

女性の輝く社会づくり推進事業は、ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍促進のための意識醸成を推進するため、シンポジウムを開催します。

103 ページ、(2) 女性相談保護対策推進の女性相談対策事業は、中央こども家庭相談センターにおいて暴力被害女性の一時保護を行うとともに、経済的、社会的または家庭的に不安や悩みを抱える女性の相談への対応を行います。

なお、ただいま説明した主要事業のうち金額欄記載の2月補正は、国補正予算等に対応するため、全額、平成27年度に繰り越しします。

以上がこども・女性局に係る平成27年度当初予算及び平成26年度2月補正予算の主要事業の概要です。

続いて、平成26年度2月補正予算案追加提案分の概要について説明します。

「平成26年度2月補正予算案(追加提案分)の概要」の3ページ、減額補正です。安心子育て支援対策事業は、民間保育所の創設等に要する経費を市町村に補助しますが、保育所整備箇所数が当初見込みを下回ったことにより減額します。

4 ページ、繰越明許費補正の新規です。安心子育て支援対策事業は、4つの保育所整備について事業主体のおくれにより繰り越しを行います。

放課後児童クラブ施設整備費補助は、市町村が行う放課後児童クラブの創設に係る経費を補助しますが、3つの施設において事業主体のおくれにより繰り越しを行います。

以上がこども・女性局に係る平成26年度2月補正予算追加提案分の概要です。

続いて、条例案について「平成27年2月県議会提出条例」に基づき説明します。

1 ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例ですが、こども・女性局が所管するものは、要旨(7)奈良県放課後児童対策推進委員会及び(8)奈良県子どもの貧困対策会議です。奈良県放課後児童対策推進委員会は、放課後児童対策の推進に関する重要事項について審議するために放課後児童クラブ推進委員会を設置します。奈良県子どもの貧困対策会議は、子どもの貧困対策推進法が昨年施行され、国の大綱が策定されました。本県についても地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策についての計画を策定し、教育や生活の支援等の施策を総合的に推進していく考えです。このために、子どもの貧困

対策に関する重要事項について調査、審議する審議会を設置します。

413 ページ、議第112号、奈良県安心子ども基金条例の一部を改正する条例は、国が安心子ども基金に係る事業の実施期限を延長したことに対応し、条例の有効期限を平成28年6月30日まで延長します。

以上が子ども・女性局に係る2月定例県議会提出議案の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○田中委員長 説明の途中ですが、ここで一旦休憩し、午後1時20分から再開します。しばらく休憩します。

12:18分 休憩

13:23分 再開

○田中委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは、医療政策部長にご説明をお願いします。

○渡辺医療政策部長 医療政策部所管の案件について説明します。

資料「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」で、平成27年度当初予算案及び平成26年度2月補正予算案の当初提出分の概要について説明します。

18 ページ、経済の活性化〔産業構造の改革〕の1リーディング分野・チャレンジ分野における産業育成、漢方のメッカ推進プロジェクト事業では、奈良県にゆかりの深い漢方について、薬用作物の生産から医薬品製造、販売、関連サービスの創出等を総合的に推進し、キハダ活用のための調査、検討などに取り組みます。

続いて、73ページのくらしの向上、〔健康づくりの推進〕の1健康寿命日本一を達成するための健康的な生活習慣の普及では、病院等で蓄積している情報を健康づくりや医療現場などで活用するマイ健康カードの導入に向けた取り組みを行うマイ健康カード導入事業や、薬局を活用した健康情報拠点推進事業を行います。

74 ページの3疾病の早期発見、医療体制の充実等による早世の減少ですが、ならのがん登録推進事業やこころのケアチーム体制整備事業など記載の事業を推進します。

76 ページ、くらしの向上〔医療の充実〕を説明します。1 高度医療の確保・充実の奈良県総合医療センター建て替え整備事業は、高度医療拠点病院として奈良県総合医療センターの移転整備を進めるための建築工事、造成工事、各種調査業務等を実施します。

また、(2) 地方独立行政法人奈良県立病院機構の運営支援等では、運営費交付金の交

付や施設整備に対する貸し付け等、76ページから77ページに記載の事業を行います。

77ページの(4) 公立大学法人奈良県立医科大学の運営支援等は、運営費交付金の交付や医科大学の教育、研究部門の移転、附属病院の機能充実及び周辺のまちづくり推進を行います。

78ページ、2 救急・周産期医療体制の構築です。(1) 救急医療体制の充実として、救急患者が迅速に適切な救急医療を受けることができるよう、また(2) 周産期医療体制の充実として、県民の皆様に安心して出産していただける体制づくりを進めるとともに、(3) 災害医療体制の充実に努めます。

79ページ、3 医師・看護師の確保ですが、(1) 医師の確保では、医師の遍在の解消、医師の育成と、奈良県で活躍するよき医療人を育成するために記載の事業に取り組むとともに、80ページの(2) 看護師の確保では、離職の防止、新規就業者の増加、復職支援を柱とする80ページから81ページに記載の各種事業を推進します。

81ページの4 地域医療連携体制の構築です。必要な医療を適切に受けられる体制をつくるためには、地域の医療機関がその役割を分担し、連携することで医療を提供をすることが必要となります。そこで、81ページの南和広域医療組合の取り組みを支援する南和地域公立病院新体制整備支援事業、そして、82ページの地域医療ビジョン策定事業では、将来の必要病床数と地域の病床供給数のマッチングを図って地域医療構想の策定に取り組めます。

地域医療・介護連携ICT導入検討事業は、医療機関同士や医療機関と介護サービス事業所等の情報共有を効率的に行うためのICTシステムの構築を検討します。

82ページの奈良県総合医療センター移転後の周辺地域に、医療、予防、介護、健康づくり、子育て等が連携した全国モデルとなる取り組みを推進する奈良県総合医療センター周辺地域まちづくり推進事業に取り組めます。

83ページの(3) がん対策の推進ですが、全ての県民が切れ目のない質の高いがん医療を受けることができる体制を整備するため、ならのがん対策推進事業、がん診療連携推進事業など、83ページから84ページに記載の事業を総合的に推進します。

84ページの(4) 難病対策の充実ですが、これまで取り組んできた難病対策を今後も継続実施することで、その充実を図ります。

85ページの5 へき地医療体制の充実ですが、県土の約7割を占めるへき地の医療については、引き続き医師、看護師の確保や医療施設の整備に努めます。

6 健康に関する危機管理対策では、エボラ出血熱など感染症の発生に備えるために個人防護服等を整備する、新規事業の健康危機管理対策事業を行います。

86 ページ、環境省の委託を受けて、石綿ばく露者を対象に胸部CT検査などによる健康管理を試行する石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査など記載の事業を行います。

86 ページの7 母子保健の充実です。新規事業になりますが、将来、子どもを産み育てることになる世代の健全な母性、父性を育成するため、妊娠や出産に関する正しい知識の習得につながる取り組みとして、次代の親育成事業など記載の事業に取り組みます。

87 ページ、8 精神保健の充実ですが、これも難病と同様に、これまでの取り組みに加え、その充実を図りたいと考えています。

くらしの向上〔医療の充実〕については以上です。

次に、90 ページ、精神障害者医療費助成事業では、精神保健福祉手帳1級、2級所持者に対して入院、通院ともに全ての診療科の医療費助成を行います。

この金額欄に記載している2月補正分については、国補正予算に対応するため、全額、平成27年度に繰り越します。

平成27年度当初予算案の概要及び平成26年度2月補正予算案当初提出分の概要の説明は以上です。

続きまして、医療政策部にかかわる条例について説明します。

資料「平成27年2月県議会提出条例」の1 ページです。奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例は、知事の附属機関を設置、廃止する等のため所要の改正がされるもので、医療政策部にかかわるものは、2 ページ、2 附属機関の廃止の(1) 奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会、(2) 奈良県精神障害者アウトリーチ推進事業評価検討委員会、3 ページ、4 その他の所要の規定の整備を行うとして、7 ページに新旧対照表に記載しているとおり、奈良県特定疾患等対策協議会の名称及び担任する事項について、それぞれ特定疾患を難病に改める改正、以上の3 つとなります。施行日は、平成27年4月1日です。

58 ページに記載している奈良県手数料条例等の一部を改正する条例は、使用料及び手数料を見直し、その額の改定などを行うものとなります。

医療政策部にかかわるものとしては、(1) ア歯科技工士試験手数料等の廃止となり、これは、歯科技工士法の改正により歯科技工士の国家試験の実施が厚生労働大臣の権限となるのに伴い、試験手数料等の收受権限が奈良県知事から厚生労働大臣に移管されること

から廃止します。施行日は、平成27年4月1日です。

また、316ページの奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例は、保健師助産師看護師法の改正に伴い、保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移管されることから、規定の整備を行います。施行日は、平成27年4月1日です。

条例の説明は以上です。

医療政策部所管の2月議会提出議案は以上です。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 くらし創造部、景観・環境局に関する議案について説明します。

初めに、資料「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」で新規事業を中心に説明します。

41ページ、経済の活性化〔観光の振興〕の3観光の環境整備のうち、(1)案内力・説明力の向上として、新規事業の奈良盆地周遊型ウォークルート造成事業です。これは、奈良盆地を周遊するウォークルートの設定や案内サインの整備を行い、滞在型周遊観光を推進する事業ですが、記載の事業のうち桜井市から天理市を経て奈良市までの間の山の辺の道のウォークルート、並びに御所市の葛城古道のウォークルートの自然歩道について、案内サインの整備を実施します。

105ページのくらしの向上〔学びの支援〕です。1地域の教育力の充実、(1)規範意識・社会性の向上の青少年社会的自立支援事業です。記載の事業のうち新規事業のひきこもり相談窓口の設置では、ひきこもり相談窓口を県庁内に設置し、電話、来所による相談対応や臨床心理士による訪問支援を実施します。

115ページ、くらしの向上〔スポーツの振興〕、1トップアスリート・スポーツ指導者の育成です。新規事業の奈良県トレーニングセンター運営モデル構築事業では、今年度策定する奈良県トレーニングセンター基本構想において、奈良県トレーニングセンターをアスリートの育成強化やスポーツ医科学の研究の拠点となる施設として、また県民の健康づくり、体力づくりにも資するように検討しましたが、来年度はさらに運営手法等についての調査検討を深めます。

新規事業のトップアスリート育成事業は、国立スポーツ科学センター等へ県内のトップ選手や指導者を派遣し、スポーツ医科学に基づく高度なトレーニングの実践や指導者への

研修を実施します。また、障害者スポーツの推進に向けた取り組みとして、パラリンピック選手などによる競技の紹介イベントやスポーツ体験教室を開催して、障害者の方のスポーツへの関心を高め、スポーツを始めるきっかけづくりを進めます。また、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みとして、ラグビーワールドカップ・東京五輪キャンプ地招致準備事業では、奈良県へのキャンプ地招致を実現するため、招致推進協議会を関係市と設置してPR用の広報媒体を作成するとともに、キャンプ地招致の機運醸成のための啓発イベントを開催します。この2つの事業については、国の地方創生先行型交付金を活用して実施します。

116ページ、2スポーツイベントの充実です。奈良マラソン開催支援事業では、毎年1万人を超える多くの方々が参加し、奈良の冬の恒例行事となってきた奈良マラソンについて、引き続き開催の支援を行います。昨年は第5回記念大会として、2,000人の県民枠を設けました。大変好評でしたので、本年の第6回でも県民枠を継続して設置したいと考えています。

また、バトンをつなげ！400メートルリレーフェスティバル支援事業以下、記載の事業について実施します。

その中で新たな取り組みとして、サイクルスポーツイベント支援事業では、南部、東部地域の振興を推進するため、南部、東部地域を中心に、県内全域に設けられたチェックポイントを自転車でめぐるモバイルスタンプラリーを開催します。

また、(仮称)アウトドアスポーツフェスティバル開催準備事業では、県南部地域の活性化をさらに図るため、南部地域の豊かな自然環境を生かしたおおたき龍神湖のカヌーイベントと大台ヶ原のヒルクライムマラソンを組み合わせた新しいスポーツイベントの開催に向け、その準備経費を計上しています。

117ページ、スポーツによる地域振興事業は、本年、大相撲初場所優勝力士に奈良県知事賞を贈呈し、相撲発祥の地奈良を全国にPRしました。これを契機とする相撲を活用した県PR事業として、県内の相撲にまつわる地をめぐり、相撲のルーツを探る「相撲発祥の地奈良県」体験ツアーや相撲部屋等との交流イベントを実施します。これについては、奈良県相撲推進連絡会を設置し、地域や団体と連携して実施します。さらに、今年度に引き続き大相撲幕内優勝力士への知事賞及び副賞のちゃんこ大和づくしの贈呈なども実施します。

次に、3だれもがいつでもスポーツを楽しめる環境づくりとして、総合型地域スポーツ

クラブの普及、充実を図る事業を記載しています。そのうち総合型地域スポーツクラブと学校との連携事業として、クラブの指導者の学校部活動への派遣を行います。

125ページ、くらしの向上〔安全・安心の確保〕として、6食と生活の安全・安心の確保です。消費者行政強化・活性化事業では、国の地方消費者行政推進交付金を活用して、消費者教育の普及促進や市町村の消費生活相談窓口への支援として県の消費生活相談員の派遣等を実施します。

次の126ページ、くらしの向上〔景観・環境の保全と創造〕、1奈良の彩りづくりの推進として、昨年度策定した奈良県植栽計画を推進する主な取り組みについて関係各課が実施する事業を掲載しています。その中で景観・環境局の主な取り組みとして、新規事業の「なら四季彩の庭」づくり連携推進事業では、植栽計画の推進を図るため、市町村や地元団体等とエリア協議会を設置するとともに、エリアの枠を超えたエリア協議会等の広域化を図ります。

さらに、新規事業の「なら四季彩の庭」づくり普及推進事業は、国の地方創生先行型交付金を活用して、なら四季彩の庭シンボルマークを使用したプレートの設置など、植栽計画の積極的な広報により市町村や地元団体等との機運醸成を図ることとしています。

このほか、127ページ、歴史的風土保存買入事業及び歴史的風土保存買入地での植栽、ベンチ等の整備などの事業を実施します。

128ページ、2景観に配慮したまちなみ整備の屋外広告物適正化推進事業は、新たに沿道景観向上推進事業として、中和幹線をモデルとした広域幹線沿道区域等の景観向上のため、関係団体による協議会の設置や現存する広告物の改修に対する補助等を実施します。

次に、3きれいでくらしやすい生活環境の創造で、新規事業のきれいに暮らす奈良県スタイル推進事業は、県民が愛着と誇りを持つことのできる美しいまちづくりを進めるため、大和川の清流復活、ごみの減量化、奈良らしい景観の創造等に取り組み、官民オール奈良県できれいに暮らす奈良県スタイルを構築、推進します。

新規事業の環境総合計画策定事業は、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良県環境基本条例で規定している現計画が平成27年度で計画期間を終えることから、平成28年度からの新たな計画を策定します。

129ページ、循環型社会の推進、産業廃棄物の排出抑制・減量化の推進について、産業廃棄物税を活用した事業を含め、記載の事業を引き続き実施します。その中で、循環型社会の推進のうち、「奈良モデル・プロジェクト」推進事業ですが、一般廃棄物処理の広

域化に向けて市町村間の連携協議を推進するとともに、災害発生時から市町村等と広域的に連携をとり、迅速、適正な災害廃棄物処理を行えるよう県災害廃棄物処理計画の策定を進めます。

130ページ、産業廃棄物の適正処理の推進（監視体制強化）以下、記載の事業を引き続き行います。

131ページ、4自然環境の保全と活用で、新規事業の曾爾高原ススキ景観向上事業では、曾爾高原のススキの衰退防止のため、生息地への侵入防止柵や立入禁止看板を設置するとともに、撮影や休憩スポットとしてテラスや歩道等の整備を行います。

137ページ、くらしの向上〔くらしやすいまちづくり〕の2人権を尊重した社会づくりとして、「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業以下、138ページの隣保館運営等事業費補助事業・整備事業まで、さまざまな手法を用いた人権啓発活動など記載の事業を継続して進めます。

166ページ、協働の推進で、新規事業の災害ボランティア本部機能強化事業では、災害発生時に迅速、円滑に被災地や被災者の支援活動を進めるため、活動に必要となる備品等を整備するほか、災害ボランティアに関する講習会を開催し、活動者の裾野を広げます。

また、新規事業の民間団体等を介した動物譲渡事業では、県動物愛護センターが実施する犬、猫の譲渡頭数の増加に資するため、民間の動物愛護団体等と協働による動物譲渡を推進します。

以上が平成27年度当初予算及び平成26年度2月補正予算に係るくらし創造部、景観・環境局の主要事業の概要です。

なお、金額欄に2月補正と記載している分については、全額、平成27年度に繰り越します。

引き続き、2月補正予算案追加提案分について説明します。

「平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」と記載している資料の2ページ、増額補正のうち、産業廃棄物減量化等推進基金積立金です。産業廃棄物税の活用について、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量、その他適正な処理に関する施策の費用に充てるための基金を造成していますが、産業廃棄物の税収が当初の見込みを上回るため、増収分4,000万円を基金へ積み立てる補正をお願いします。

6ページ、繰越明許費補正の変更です。そのうちの明日香庭球場施設整備事業では、コート的人工芝化整備等の施工に伴い、コート下の地盤が想定外に不整形であったことなど

により工法の検討及び地盤成形に不測の日数を要するため、今回、1億2,511万8,000円の繰越明許費の追加をお願いします。9月議会で承認いただいたクラブハウス新築工事の2億6,253万4,000円と合わせて、補正後の総額は3億8,765万2,000円です。なお、工事は6月末には全ての事業の完了を見込んでいます。7月からのインターハイ開催に支障がないよう計画的かつ着実な執行、進捗の管理に努め、事業の早期完了に取り組めます。

以上がくらし創造部、景観・環境局に関係する平成26年度奈良県一般会計補正予算の説明です。

引き続きまして、2月県議会提出条例を説明します。

このうちくらし創造部、景観・環境局に関係するものについては、資料「平成27年2月県議会提出条例」の58ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例についてです。要旨の1(1)奈良県手数料条例の一部改正関係のイ、ウ、エの3つに記載している手数料です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第4次一括法が平成27年4月1日から施行されることに伴い、国から県へ移譲される事務権限に関する手数料を新設します。イは、食品衛生管理者養成施設及び講習会の登録申請手数料です。ウは、食鳥処理衛生管理者養成施設及び講習会の登録申請手数料です。エについては、土壤汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定審査手数料が該当します。内容、金額については、60ページから63ページに記載のとおりです。施行期日は、平成27年4月1日を予定しています。

318ページは奈良県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例についてです。食品衛生法に基づき、営業者が実施すべき営業施設における衛生管理の基準について、厚生労働省が示すガイドラインに基づいて本条例に規定していますが、今回、このガイドラインが改正されたことから、所要の改正を行います。内容については318ページから335ページの要旨に記載していますが、条例の改正点は2点です。1点目は、HACCPと呼ばれる方式を用いて衛生管理を行う場合の管理運営基準の追加です。HACCPというのは、従来の抜き取り検査等により安全を確認する手法とは別に、食品の製造または加工の工程における衛生管理方式で、国際基準として諸外国において広く普及している基準です。食品の安全性をより向上させ、国際競争力の強化を図るため、また、信用力を高めるため、HACCPによる衛生管理を行う場合の基準を追加で規定します。

2点目は、健康被害につながる可能性がある情報について保健所への報告規定の追加で

す。これは、一昨年に発生した冷凍食品に農薬が混入された事件を契機に、健康被害の拡大を防止するため、食品等事業者が消費者等から異臭や異物の混入などの健康被害につながる可能性がある情報を受けた場合に保健所へ報告する義務を追加規定します。

施行期日は、平成27年4月1日を予定しています。

以上がくらし創造部、景観・環境局に係る議案等についての説明です。よろしくご審議のほどお願いします。

○中産業・雇用振興部長 産業・雇用振興部関係の平成27年度当初予算及び平成26年度2月補正予算案に係る新規の事業を中心とする主な事業について説明します。

資料「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の18ページです。産業・雇用振興部として、本県独自の地方創生の実現を目指し、産業興しや仕事の創生などに向けた取り組みを推進します。

まず、経済の活性化〔産業構造の改革〕、1リーディング分野・チャレンジ分野における産業育成として、奈良県産業政策推進事業では、本県の産業雇用に大きな効果をもたらすと考えられる生活関連製造業、小売業、医療・介護・福祉の3つのリーディング分野、それと宿泊産業、農業、料理・飲食業、漢方、林業・木材産業、教育・研究・文化の6つのチャレンジ分野について部局横断プロジェクトによる取り組みを進めます。また、新たに県内企業の動向把握を行うとともに、県内外の有識者などで構成する奈良県経済産業雇用振興会議での情報交換など本県の経済構造を改革するための取り組みを推進します。

漢方のメッカ推進プロジェクト事業では、引き続き部局横断プロジェクト検討会を開催し、漢方の産業化を推進します。産業・雇用振興部においては、新たに漢方の薬草栽培者と川下の食品メーカーなどとのマッチングのため、トウキ葉を活用したコンソーシアムを構築して、また、本県が漢方にゆかりの深いことを広くPRするため、新たに漢方ツアーや道の駅でのイベントなどを実施します。

新規事業のクラウドファンディング活用事業では、特色ある地場産品の販路開拓やすぐれた技術を生かした商品開発などの新たな取り組みを行う県内中小企業に対して、クラウドファンディングと呼ばれるインターネットを活用して小口投資を募るマイクロ投資の導入支援を行い、県内外の新たな顧客を確保する仕組みを構築します。

19ページ、2意欲ある企業・起業家への重点支援、(1)付加価値獲得の支援として、高付加価値獲得支援補助事業では、県内企業による製品の付加価値を高める取り組みへの支援として、新たに県内産の原材料を活用したご当地食品の開発に取り組む企業などへの

支援を行います。

地域産業振興センター事業では、県との連携を強化し、相談事業の充実や専門家の派遣を行う企業間連携支援コーディネーターを配置するなど、産業支援体制の充実を図ります。また、新たにすぐれたものづくり企業の紹介冊子を作成し、県内外の大手企業や産業支援機関、大学研究機関などへの配布を通じて、B2Bマッチングや販路拡大を促進します。

地域イノベーション創出支援事業では、これまでにない高付加価値を持つ製品の開発やイノベーションの創出に向け、異業種間の地域研究共同体形成を促進するため、新たに県内企業のニーズ調査を行うとともに、モデル事業として、ICTを活用した水耕栽培技術の確立に向けた調査研究に取り組みます。

新規事業の奈良県産エコスタイル創出事業では、県内の繊維産業の活性化を図るため、奈良県繊維工業協同組合連合会による新たなブランドの創出を目指し、県内産の繊維素材を活用したエコスタイル商品の開発、販売を2カ年計画で取り組みます。

商工会等経営改善普及事業補助では、商工会、商工会議所、県商工会連合会による地域経済の活性化のための取り組みや経営改善普及事業に対し補助します。また、農林や観光業などの他の産業との一体化推進の支援として、新たに商工会事業の他の分野への進出を促し、また、他の地域振興組織との事業統合など商工会組織の多角化を推進する取り組みに対して支援します。

20ページ、(2)国内外への販路開拓支援として、新規事業の海外進出促進事業では、海外展示会へ単独出展する企業の出展経費や海外展開する際のマーケット調査費用などへの支援を行うなど、県内企業の海外販路の開拓を後押しする取り組みを行います。

22ページ、(4)中小企業金融対策のア制度融資では、県、奈良県信用保証協会、金融機関の三者が連携し、県が金融機関に利子補給、信用保証協会に保証料補給することで中小企業者が経営の近代化、合理化、安定強化を図るのに必要な資金の融資を政策的に受けやすくし、県内中小企業の振興を図るため、22ページから25ページにわたって記載の制度融資を実施します。

25ページの計の欄で、制度融資は、県内中小企業にとって依然として厳しい経済状況を勘案し、国の経済政策を反映した上で、より県の政策的色合いを強化しつつ、県内中小企業の資金需要に的確に対応することとしており、過去の貸し付け実績、貸し付け動向を踏まえて、総額500億円の融資枠を確保しています。平成27年度においても創業者の育成や設備投資や事業多角化など意欲ある企業活動への支援を重点的に行うとともに、中

小企業者にとって使いやすい制度となるように引き続き対応します。

23 ページ、平成27年度における新規資金として、新規事業の女性創業支援資金及び新規事業の創業支援資金（南部・東部枠）を創設して、利子及び保証料を県が全額負担することとしており、県内で創業しようとする女性を支援するほか、県南部、東部地域における創業を支援し、地域の振興を図ります。

26 ページ、3 企業誘致の推進、(1) 誘致活動の強化として、企業立地促進補助事業では、南部、東部地域への企業立地を促進するために新たに企業立地促進補助金の加算を行うなど優遇制度を充実し、県南部、東部地域のより一層の雇用の場の確保及び経済の活性化を図ることとします。

27 ページ、(2) 誘致に向けたインフラ整備として、中南和振興のための産業集積地形成事業では、県内の企業誘致と中南和地域の通勤圏内において雇用機会の創出を実現するため、平成26年度から取り組んでいる京奈和自動車道御所インターチェンジ周辺を産業集積地とする事業用地の造成については、平成27年度は文化財発掘調査や補償調査を進めるほか、旧御所東高校を除去するための設計を実施します。

28 ページ、4 消費拡大に向けた需要の喚起として、奈良県プレミアム商品券発行事業では、県内消費を喚起するために、県内全域で利用可能な20%のプレミアムつき商品券を発行します。なお、より一層の消費喚起が必要な県南部、東部地域で利用可能な商品券はプレミアム率を25%と高く設定して発行します。また、新たなプレミアム商品券の発行にあわせ、イベントを実施する商店街に対して補助を行います。

新規事業の集客施設誘致・設置・運営可能性調査事業では、奈良を魅力ある消費地とするため、県と市町村による協議会を設置し、県内の消費実態の把握・分析や事業者の県内進出の意向調査などを行い、魅力ある集客施設の誘致などの取り組みを促進します。

29 ページ、新規事業の南部・東部振興物産販売促進支援事業では、情報発信力の高い物産展の開催や出展を行う市町村に対して補助を行い、県南部、東部地域の中小企業の販路開拓を推進し、地域の振興を図ります。

5 消費地としての奈良の魅力向上・消費環境の充実として、新規事業の奈良のお土産コンテンツ開催事業では、観光地での楽しみの一つとして地域のお土産物は欠かせないものであることから、奈良の魅力を感じさせる県内の隠れたお土産物の掘り起こしを公募により行い、奈良のお土産物としてPRを行います。

新規事業のICTを活用した商店街活性化実証実験事業では、県、市町村、商店街など

関係団体で構成する協議会を設置し、商店街の活性化に向け、ポイントカード導入などICT技術を活用した実証実験を行い、効果的な手法を検証した上で、他の商店街に広げる取り組みを行います。

30ページ、6観光消費の活性化として、ならの宿泊力強化事業では、平成26年12月18日に県営プール跡地活用プロジェクト構想におけるホテル事業者の優先交渉権者を選定しました。産業・雇用振興部では引き続き、ホテルを核とするにぎわいと交流の拠点整備を推進するため、文化財発掘調査を行うとともに、新たに土壌汚染調査などを実施し、当地のまち開きに向けた取り組みを推進します。

32ページ、経済の活性化〔地域で働く人づくり〕、1雇用のマッチング支援として、高等技術専門校就業支援事業では、新たに起業家として活躍する卒業生のネットワークを活用して起業の魅力を発信するため、合同展示即売会の開催などに取り組みます。

社会復帰促進就労支援事業では、社会復帰を目指す矯正施設出所者などの就労促進を図るため、新たに運転免許など、仕事に必要な資格取得の支援を行います。

また、新規事業の社会復帰促進ビジネスモデル調査事業では、矯正施設出所者などの働く場を拡充するため、地域で就業できる新たなビジネスモデルの構築に向けた基礎的な調査を行います。

新規事業のU・I・Jターン助成金では、首都圏などから本県へのU・I・Jターンを促進するため、国と連携し、経験豊富な都市部のプロフェッショナル人材を雇用しようとする企業に対して、正式雇用前のお試し就業期間の給与などの半額を補助します。

33ページ、2奈良らしい特色ある雇用の創出として、新規事業の離職者対策強化事業では、奈良労働局と連携し、離職者の実態調査を行い、また、若手職員による座談会や企業の管理職に対する処遇改善セミナーを開催するなど、県内企業の若手職員の早期離職を防止するための取り組みを推進します。

新規事業のマーケティング人材育成研修事業では、県内の若年求職者などを確保が困難な新商品開発や新規事業展開に携わる人材として育成するため、実践的なマーケティング研修を実施します。

34ページ、3若者の就労支援として、新規事業の若年者就業実態調査事業では、社会的な問題となっている若年者の高い離職率や非正規雇用率などに対応するため、就業意識や就業実態に関する調査分析を行い、効果的な若年者雇用対策の検討を行います。

新規事業のU・I・Jターン就職促進事業では、首都圏の大学進学者やプロフェッショ

ナル人材を県内に還流させるため、首都圏の就職イベントへの出張無料職業紹介所の設置やウェブ中継による企業合同説明会の開催、県内企業と首都圏の人材とのマッチングを図るための人材バンクの創設などを行います。

また、新規事業の（仮称）地域しごと支援センター設置事業では、県内へのU・I・Jターンを希望する方へのワンストップ相談窓口を設置して、県内の仕事や暮らしに関する情報の提供を行うなど、先ほど申し上げた新規事業のU・I・Jターン助成金とあわせて、首都圏から本県へのU・I・Jターンを促進する取り組みを実施します。

35ページ、新規事業の中間的就労サポート事業では、若年無業者のいわゆるニートなど、就労経験が乏しく、直ちに一般就労が困難と思われる若者に対して個々の適正や状態に応じた就労の場を提供し、ジョブコーチによるきめ細やかなサポートのもとでの就労訓練を実施するなど、早期の就労に向けた支援を行います。なお、金額欄記載の2月補正分については、国補正予算等に対応するため、全額平成27年度に繰り越します。

以上が、産業・雇用振興部に関係する、平成27年度当初予算案及び平成26年度2月補正予算案の概要です。

次に、平成26年度2月補正予算案追加提案分の概要について説明します。

資料「平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の2ページ、事業概要、増額補正の国庫返還金についてです。事業実施期間満了に伴う基金残余の国庫返還金として、緊急雇用創出事業臨時特例基金2億5,164万2,000円です。これは当該基金を活用した事業のうち、介護、医療、農林などの今後の成長が期待される分野での雇用創出や、地域のニーズに応じた人材育成を図る重点分野雇用創造事業など、平成21年度から平成25年度末の間に実施終了した事業について精算した結果生じた基金残余额を、国に返還します。

なお、当該事業については、総事業費として約123億円実施し、1万700人余の雇用創出を行っています。

4ページ、繰越明許費補正の新規分について説明します。

ならの宿泊力強化事業は、県営プール跡地活用プロジェクトとして、ホテルを核とするにぎわいと交流の拠点整備のために旧奈良警察署の除去や地盤調査などを行う事業ですが、新たに地下埋設物が確認されるなど、工法検討等に不測の日数を要するため、3,700万円余の繰り越しをお願いします。

中南和振興のための産業集積地形成事業は、産業用地の造成に係る測量や設計などを行

う事業ですが、境界確認などに係る地元調整に不測の日数を要することとなったため、1億1,100万円余の繰り越しをお願いします。

高等技術専門校耐震化大規模改修事業では、耐震化に係る大規模改修を行うに当たり、新たに補強すべき箇所が認められ、工法検討等に不測の日時を要したことから、3,400万円余の繰り越しをお願いします。

なお、これらの繰り越しについては、定期的に進捗会議を行うなど、進行管理に努めてきたところですが、今後の執行に当たっては、より一層計画的かつ着実な進捗管理に努め、事業の早期完了に向けて取り組みます。

8ページ、2平成26年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計補正予算案（第1号）について説明します。

財源内訳として、繰越金3億円、事業概要は、国庫返還金として国の制度の変更に伴う国庫返還金3億円の補正をお願いします。本県では、小規模事業者に対する設備投資の促進を目的として、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づいて、一般会計からの繰出金と国からの補助金などを財源として、公益財団法人奈良県地域産業振興センターにおいて実施する設備貸与事業の貸し付け原資の貸与を実施してまいりました。このたび国において設備貸与事業に係る新たな枠組みが構築されることに伴い、現行の法律が平成27年3月末をもって廃止されることから、未貸付金の一部を国庫に返還する必要性が生じたものです。

追加提案分については以上です。

続きまして予算外議案について説明します。

資料「平成27年2月県議会提出条例」をお願いします。

まず、産業・雇用振興部所管の条例について説明します。1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。産業・雇用振興部に関係するものとしては2ページ、2附属機関の廃止の（3）奈良の贈り物開発・発見・創出事業審査委員会については、平成26年度をもって奈良の贈り物開発・発見・創出事業を廃止することに伴い、委員会を廃止します。

次の3奈良県経営革新計画評価委員会の名称等の変更についてです。先ほど予算案の概要でもご説明しましたが、平成27年度より特色ある地場製品の販路開拓やすぐれた技術を生かした商品開発など、新たな取り組みを行う中小企業に対して、インターネットを活用して小口投資を募るクラウドファンディング活用事業を実施するにあたり、委員会の名

称を奈良県経営革新計画評価委員会から奈良県経営革新計画等評価委員会に変更し、担任する事項についても、クラウドファンディング活用事業者の選定を追加変更します。

3 ページ、4 その他所要の規定の整備を行うについては、リビングサイエンス研究開発実証事業補助金選定委員会は、平成27年度より補助金の名称が、リビングサイエンス研究開発実証事業補助金からリビングサイエンス最適展開支援事業補助金への変更に伴う名称及び担任する事項の改正です。新旧対照表は、7 ページから8 ページに記載しています。施行期日は、平成27年4月1日を予定しています。

58 ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例については、使用料及び手数料を見直し、その額の改定等を行うため、所要の改正をします。産業・雇用振興部に関するものとしては、1 使用料及び手数料の額の改定等の(2) 奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正関係です。電子顕微鏡試験等の手数料の改定と機器の更新等による手数料の変更及び機器の老朽化に伴う試験の廃止によります。新旧対照表は、132 ページから137 ページに記載しています。施行期日は、平成27年4月1日を予定しています。

351 ページ、奈良県中小企業会館条例の一部を改正する条例は、創業経営支援室を使用できる対象者を拡大する等のため、所要の改正をします。従来から創業支援室、いわゆるビジネスインキュベーターを設置し、創業から3年を超えないスタートアップ期の起業家への支援に取り組んでいますが、外からの誘致という側面も踏まえ、将来的にも奈良に根づいてもらうことを目指して、使用できる対象者を事業を開始した日以後3年を経過していない者から10年を経過していない者へ拡大するため、所要の改正をします。新旧対照表については、352 ページに記載しています。施行期日は、平成27年4月1日を予定しています。

以上で平成27年2月定例県議会提出条例に係る産業・雇用振興部所管の条例について説明を終わります。

続きまして、契約等について説明します。

資料「平成26年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の26 ページ、議題122号、権利の放棄については、

本件は、中小企業近代化資金貸付金及び小売商業高度化資金貸付金の2つの貸付金について県が有する債権を放棄しようとするもので、債権数4件、債権額984万1,787円です。このうち、中小企業近代化資金貸付金は、中小企業者の設備の近代化を支援する

ために国の補助を受けて県が貸し付けを行い、今回放棄しようとする債権数2件、債権額にして544万7,685円です。また、小売商業高度化資金貸付金は、県内の小売商業の振興を図るために県が単独で貸し付けを行い、今回放棄しようとする債権数2件、債権額439万4,102円です。これらの債権については、昭和50年代から平成初頭にかけて貸し付けを行った後、経済情勢の変化などにより、債権者等が倒産するなどしたため、返済が困難な状況となったものです。

県としても、繰り返しの訪問や督促を行い、また、金融機関の債権回収業務経験者を未収金対策に専従させるなど、債権回収に努めてきたところですが、これ以上回収を継続しても法的手続費用、人件費などの経費が回収見込み額を大幅に上回る状況となったため、債権者の資産等の状況を再度精査した上で、今般回収不能と判断した案件についてやむを得ず債権放棄するものであり、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議決をお願いする次第です。

以上が産業・雇用振興部提出議案の説明です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○福谷農林部長 農林部関係の議案について、新規事業を中心にご説明します。農林部においては、本県独自の地方創生の実現を目指し、農林業の振興に向けた取り組みを進めます。

資料「平成27年度一般会計・特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計・特別会計2月補正予算案の概要」の18ページ、経済の活性化〔産業構造の改革〕の1リーディング分野・チャレンジ分野における産業育成です。漢方のメッカ推進プロジェクト事業は、奈良県ゆかりの薬用作物の安定供給に係る研究を行うほか、薬用作物栽培に取り組む農業生産法人等に対する栽培技術指導や経営分析の実施、市町村が行う高品質安定生産等の取り組みに対する支援を行います。

20ページ、2意欲ある企業・起業家への重点支援の(2)国内外への販路開拓支援、新規事業の奈良の農産品海外販路開拓検討事業は、生産者や加工業者等の輸出に対する意識調査を行い、県産農産品の海外への販路開拓について検討を行います。

新規事業の海外マーケットリサーチ事業は、東アジアへの県産材の販路開拓について検討するため、海外のマーケットで市場調査を実施します。

40ページ、経済の活性化〔観光の振興〕の2食・土産物、新規事業の奈良の「食」普及事業では、記載のとおり県産食材を活用する日本型食生活等の普及に向けた取り組みを支援します。

48 ページ、5 にぎわいの拠点づくりの（6）なら食と農の魅力創造国際大学校、なら食と農の魅力創造国際大学校6次産業化研修拠点整備事業では、農に強い食の担い手を育成する研修拠点施設の建設を進めるとともに、カリキュラム等の検討を行います。

なら食と農の魅力創造国際大学校運営事業では、大学校の開校に向けた学生募集や入学考査等のほか、施設の運営管理を行います。また、新規事業の食と農の拠点施設周辺の彩りづくり事業では、大学校の周辺において草むらの植栽等を行い、彩りある景観、眺望づくりを進めます。

55 ページ、9 南部・東部の観光振興、新規事業のポスト「全国豊かな海づくり大会」イベント開催事業は、昨年11月に実施した全国豊かな海づくり大会～やまと～の理念を継承していくため、山と川の恵みに感謝する心を育むイベントを開催します。

56 ページ、経済の活性化〔農林業の振興〕、1 農業の振興の（1）販路開拓に向けた取組戦略ですが、東京における県産食材レストラン開設事業は、県産食材のイメージアップやブランド力の向上を目的としたレストランの東京出店を、来年度のオープンに向けて進めます。また、新規事業の首都圏における県産農産物評価向上支援事業では、県産農産物のブランド化及び県外への輸出力の強化を図るため、県産農産物の首都圏配送の支援を行います。その他、記載のとおり、首都圏への販路開拓に向けて各種事業を実施します。新規事業の奈良の特産品の多言語プロモーションビデオ制作事業では、外国人観光客に向けて奈良の食の情報を発信するため、県産農産物を紹介する多言語に対応したプロモーションビデオの制作を行います。

57 ページ、新規事業の奈良県産農産物を家庭で食べよう推進事業は、家庭での継続的な県産農産物の利用促進を図るため、農産物直売所等において一般の消費者に親しみやすいレシピを実演するPR試食イベントを実施します。

新規事業の大和野菜等県産農産物の実需売り込み事業は、県産農産物の利用拡大を図るため、ホテルや料理店等に対してサンプル提供によるPRを行うとともに、品質や流通方法等について生産者や流通業者との意見交換を実施します。

新規事業の学校給食地産地消促進事業は、学校給食で県産農産物を使用したメニューを提供し、県産農産物について学習する奈良県産農産物の地産地消デーを実施する市町村等に対し、食材購入費の一部について補助を行います。

奈良の農・林・食PRモデル実施事業及び、新規事業の奈良の農・林・食賑わい創出支援事業ですが、農・林・食のPRを行い、地域ブランドの活性化を図るため、駅前周辺で

生産者が農産物等を直接販売するマルシェを開催、または市町村が実施する取り組みに対して補助を行います。

新規事業の奈良のふるさと名物応援事業は、奈良県内の名物産品を効果的にPRするため、奈良のふるさと商品を県内外に販売する事業者がインターネットの通販サイトに新規出店する際の経費に対して補助を行います。

58ページ、新規事業のふるさと名物商品購入助成事業は、奈良のふるさと商品を幅広くPRし、消費の拡大を図るため、専門ウェブショップ等で割引販売を行う業者に対して補助をします。

(2) 6次産業化の推進、新規事業の地域の食と農を活かしたぐるっとオーベルジュ推進事業は、南部・東部地域におけるオーベルジュなどの宿泊施設の整備やネットワーク化を進めるため、食と農に関する実態調査や全体構想の策定等を行います。

新規事業の地域資源加工品の魅力向上支援事業では、地域の農産加工品のブランド向上を図るため、アドバイザーの派遣等を通じて魅力ある商品開発の支援を行います。

59ページ、(3) チャレンジ品目等の生産拡大及びリーディング品目等のブランド化ですが、将来の成長品目として選定した大和野菜やイチジクなど、チャレンジ品目について品目に応じて生産や組織化の支援をします。また、本県農業を牽引する柿、茶、イチゴなど、リーディング品目の産地生産力や品質の向上、ブランド力の強化、消費拡大を推進するため、記載のとおり取り組みます。

60ページ、新規事業の奈良県農畜水産物ブランド認証推進事業は、農業産出額の増加を図るため、品目に加え、品質による県産農畜水産物のブランド認証制度の創設を進めます。

新規事業の平群の小ギク集出荷施設整備事業は、小菊の品質向上を図るための集出荷場の施設整備等に対し支援を行います。

新規事業の強みのある産地育成事業では、現在活用されていない埋もれた品種や新たに開発された品種等を活用することで、販路の拡大を図ります。

新規事業の水稲に代わる高生産性作物導入推進事業では、水稲にかわる生産性の高い作物の導入を推進するため、新規品目の導入に関する調査などを実施します。

新規事業の県産ハチミツ生産拡大事業は、県産蜂蜜の生産拡大を図るため、採蜜能力の高いミツバチ群の育成や普及に対して支援を行います。

新規事業の畜産振興のあり方検討事業は、畜産ブランド力を向上し、農業産出額の増加

を図るため、畜産振興のあり方や、みつえ高原牧場の活用手法の検討を行います。

61ページ、新規事業の稲わらの有効活用による資源循環型畜産推進事業では、県内の畜産飼料の自給率向上と畜産堆肥流通量の増加を図るため、生産者団体が実施する稲わら収集体制の構築に対して支援をします。

新規事業の飼料米や未利用資源を使った肉質向上事業は、ヤマトポークの肉質向上と生産コストの低減を図るため、食品残渣飼料と県産飼料米を併用した専門飼料の活用方法の検討を行います。

新規事業のやまとの鮎生産拡大事業は、県内ダム湖産天然アユを河川で放流、育成し、大和のアユとしてブランド化を推進する取り組みに対し支援をします。

新規事業の溪流魚ゾーニング管理事業は、アマゴの資源保護や県民の河川環境保全意識の向上を図るため、釣り人や県民とともに行うアマゴの卵の放流や産卵場の造成等の取り組みに対し、支援を行います。

新規事業の観賞魚疾病対策事業は、現在問題となっている金魚やメダカに発生する寄生虫の発生抑制対策の研究等に対し、支援を行います。

(4) 農業研究開発センターにおける研究開発の高度化ですが、農業研究開発センター整備事業は、農業研究開発センターを県農業大学校の敷地内に整備し、これを契機としてセンターの研究機能の高度化を図ります。

62ページの(5) 農村資源を活用した地域づくり、農村資源を活用した地域づくり事業は、農村景観や農産物など魅力ある地域資源を活用した農村地域の活性化を図るため、ワークショップの開催や地域づくり実践活動に対する支援を行います。

64ページ、(6) 奈良らしい農業の振興、ア担い手の経営基盤強化支援の農地マネジメント推進事業は、耕作放棄地の解消と担い手への農地の集積を推進するため、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターによる農地の出し手と受け手のマッチングや農地の中間管理に対する補助を行います。

新規事業の農業女子力アップ事業は、女性が中心となる農業ビジネスの展開に向けた意欲向上と能力発揮を促進するため、女性農業者のネットワーク構築や地域資源を活用した加工品開発等の新たなチャレンジに対して支援を行ってまいります。

65ページ、イ鳥獣被害対策の推進ですが、鳥獣被害防止対策事業は、被害防止計画に基づき、市町村が実施する被害防除の研修や捕獲活動等に対して支援を行ってまいります。

ニホンジカ適正管理事業では、ニホンジカを適正な生息数に導くための捕獲計画を策定

し、捕獲を実施してまいります。

新規事業の捕獲新技術導入推進事業は、捕獲による被害防除の強化を図るため、より効果的な捕獲装置の導入を進めてまいります。

新規事業の射撃訓練施設調査検討事業は、鳥獣被害対策のための射撃訓練施設について、環境対策を初めとした諸課題を整理するため、調査を行ってまいります。

その他、記載のとおり、各種事業を実施し、鳥獣被害対策を推進していきたいと思えます。

68ページ、2 林業の振興の（1）販路拡大に向けた取組戦略、イ建築物への県産材利用の拡大ですが、新規事業の（仮称）奈良の木大学開講事業は、建築を学ぶ学生を対象に、県産材の魅力や特徴、歴史的な木造建築技術などの講義を行う（仮称）奈良の木大学を開講します。

ウくらしの道具・家具・土産物等への県産材利用の推進です。新規事業の奈良の木づくり研究事業では、県産杉材を用いた楽器の開発など、県産材の特色を生かした木材利用の促進や、新たな用途への活用に資する研究を行います。

69ページのエ県産材の販路開拓・流通拡大支援、新規事業の奈良の木ツーリズム推進事業は、奈良の木伐採、製材工場見学等のツアーを開催するほか、奈良らしい森林ツーリズム検討会議を開催し、森林セラピーの効果検証等を行います。

新規事業の木材産業競争力強化事業は、県産材需給調整会議の設置等により、県産材の需給コーディネート機能の構築を図るとともに、山から搬出される全ての木材の流通拡大のための支援や乾燥技術研修会等の開催を行います。

71ページ、新規事業の施業提案体制整備事業は、森林所有者の意識低下のために木材生産が行われていない地域において、もうかる林業の施業プランを提案するとともに、意欲ある素材生産業者とのマッチングを行います。

新規事業の未利用間伐材利用促進対策事業は、未利用間伐材を含めた県産材の安定供給等を目的として、間伐や集材に係る経費に対して補助を行います。

新規事業の原木しいたけ競争力強化対策事業は、原木シイタケの競争力強化に必要な生産資材の導入に対し支援を行います。

162ページの効率的、効果的な基盤整備、7 農林業生産基盤整備の推進ですが、平成26年2月補正予算を含めた平成27年度の農林公共事業については、災害関連事業を除き事業規模は9.4%減の53億500万円となります。農業生産基盤の整備として、1

63ページにかけて記載のとおり、土地改良事業、農道整備事業、農地防災事業などを実施します。

163ページ、林業生産基盤についても、林道整備事業や治山事業のほか、164ページにかけて記載のとおり、各種事業を進めます。なお、基金積立金等を除き、金額記載の2月補正分については、国補正予算等に対応するため、全額平成27年度に繰り越して実施します。

以上が農林部関係の予算案の概要です。

次に、平成26年2月補正予算案（追加提案分）の概要についてご説明します。

資料「平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の2ページ、増額補正の林道災害復旧事業ですが、記載のとおり、台風18号等により被災した林道施設の復旧を進めるため、5,920万円の補正をお願いします。

4ページ、繰越明許費補正の新規分です。農林部の所管は、土地改良事業から5ページの林道整備事業までと、6ページの農地及び農業用施設災害復旧事業及び林道災害復旧事業です。それぞれ工事の施工方法や排水対策等に係る地元調整、工法の検討に不測の日数を要したこと、また事業主体による事業のおくれ等により記載のとおり繰り越しをお願いします。

6ページ、続きまして変更分です。農林部の所管は、農業研究開発センター整備事業から、7ページの治山事業までです。それぞれ昨年の台風により運搬路が被災したため、現場への資材運搬が不可能になったことや、土質改良に想定外の時間を要したこと、あるいは事業主体による事業のおくれ等により、記載のとおり繰越額の変更をお願いします。繰り越しについては、従来より定期的に進捗会議を行い、進行管理に努めてきましたが、より効率的な工事計画を策定し、計画どおり工事を起工できない場合には、随時に集中して進捗対策の検討会議を行うなど、一層の進行管理の徹底に努め、早期完了に向けて取り組みます。

続きまして、予算外議案について説明します。資料「平成27年2月県議会提出条例」の20ページ、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例です。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、同法の題名に管理という文言が加わり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律と改正されたこと等に伴う所要の改正及び法律の該当条文の文言が改正されたことに伴う所要の改正を行います。

今回の条例改正は、従前より市町村へ権限移譲している事務の表現を明確にしたもので、

権限移譲の内容等に変更はございません。新旧対照表は21ページに記載しています。この条例の施行期日は、平成27年5月29日を予定しています。

353ページ、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例について説明します。

奈良県中央卸売市場条例第50条において、情報通信の技術を利用する取引方法による卸売の承認要件に関し、農林物資の企画化及び品質の表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法の条項を引用して原産地情報の提供について規定している箇所があります。今般、食品表示法の施行に伴い、JAS法における食品表示に係る規定が削除されることから、JAS法から引用している食品表示部分を削除する改正を行います。新旧対照表については354ページに記載しています。施行期日は、規則で定めます。

続いて、資料「条例その他予算外議案」371ページ、議第53号、国営第二十津川紀の川土地改良事業に係る市町村の負担について説明します。

土地改良法及び奈良県国営土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づき、当該事業によって利益を受ける市町村に受益の限度において費用の一部を負担いただきます。関係市町村は奈良市ほか19市町村で、記載のとおりです。負担率は5%となります。

続いて、資料「平成26年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の27ページ、議第123号から議第124号、権利の放棄についてです。

議第123号については、2件のうちの1件、債権額95万4,000円のうち80万4,000円が農林部に係るものです。これは平成24年度に判明した源泉所得の税徴収漏れに係る立てかえ納付金です。未納となっている1件について調査をしたところ、本人は既に亡くなり、相続人も全て相続を放棄され、相続財産管理人も存在していませんでした。そのため、まことに遺憾ながら、債権の回収が不可能になったものです。

28ページの議第124号は、農業改良資金貸付金を貸し付けた農業者について、破産法の規定により免責が決定したため、県に対して未払いとなっていた1件、46万1,000円余について、まことに遺憾ながら、債権の回収が不可能になったものです。

これらの債権によって、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、それぞれ議決を求めるものです。

以上が農林部提出議案の説明です。ご審議よろしく申し上げます。

○田中委員長 説明の途中ですが、しばらく休憩します。

14：53分 休憩

15：07分 再開

○田中委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○加藤県土マネジメント部長 県土マネジメント部の所管内容についてご説明します。

県土マネジメント部所管分については、資料「平成27年度一般会計・特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計・特別会計2月補正予算案の概要」の149ページの効率的、効果的な基盤整備に主要なものを記載しております。

今回の予算案ですが、4月期が知事の改選期となっていますので、新たに判断を要する事業や新規箇所については、知事選挙後の補正予算での対応を基本的に考えており、今回の予算案には計上していません。また、平成26年度の2月補正予算分ですが、国の2月補正予算に伴う補助事業そのものが、国全体の予算が随分と縮小して、厳選されています。奈良県分についても、昨年と比べると補助事業だけで54億円近く下がっています。このような2つの要素があって、この149ページにあるように、公共事業全体の予算減ですが、昨年度と比較すると27.9%減の392億7,600万円となります。ご理解のほどよろしく申し上げます。

それでは、道路交通環境、河川砂防、流域下水道の順に、順次説明します。

149ページ、1道路整備の推進の(1)道路・街路の整備ですが、道路改良事業は、川津道路の平成27年度完成、あるいは辻堂バイパスの平成27年度の部分供用、平成29年度の完成、あるいは国道309号丹生バイパスの平成28年度完成といった供用目標に向けて、道路整備の促進を図ります。

また、陸上自衛隊駐屯地関連道路調査は、陸上自衛隊駐屯地の位置が決まったら、そのアクセス道路のルートの検討を行います。

150ページの(2)直轄道路事業費負担金ですが、京奈和自動車道、十津川道路など、直轄の国道事業への負担金です。

(3)災害への備えでは、橋りょうの耐震補強や道路ののり面対策、落石対策といったものに要する経費となります。

(4)道路施設老朽化対策は、道路施設の点検や診断、あるいは長寿命化計画の策定、それに基づく補修、修繕に要する経費となります。

151ページ、2交通環境の充実の(1)公共交通の利用促進です。交通基本戦略推進事業では、公共交通基本計画や地域公共交通網形成計画の策定を行います。

また、奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業は、市町村が連携して取り組む広域コミュニティバスについても来年度から新たに支援したいと考えています。

152 ページのリニア中央新幹線調査検討事業では、想定ルートでの土地利用状況について調査を行ったり、あるいは整備効果の検討などを行ってまいります。

(2) 観光交通周遊対策ですが、ぐるっとバス、パークアンドバスライド、登大路ターミナルの整備、大宮通り等での観光案内サインの整備、無電柱化といった事業を進めるために要する経費となります。

(3) 交通安全対策ですが、交通事故の削減に向けた通学路での対策等、交通安全の推進に必要な経費を計上しています。

154 ページ、4 河川・砂防施設の整備です。(1) 河川公共事業の大和川流域総合治水対策推進事業では、直轄の遊水池の整備にあわせて、内水対策の新たな取り組みに着手するほか、総合治水の効果的な進め方について条例化も選択肢に入れた検討を進めます。

また、新宮川水系堆積土砂処分推進事業は、神納川、あるいは上湯川において堆積土砂の撤去などを推進するとともに、今後の土砂撤去の進め方についても検討を進めます。

また、河川情報基盤整備事業は、河川情報のリアルタイムな提供に向けて必要となる水位計やテレビカメラの設置に要する経費となります。

155 ページの(3) 直轄河川事業費負担金です。大和川の直轄の遊水池や、紀伊山地砂防事務所で実施している砂防、土砂ダムの対策などへの負担金となります。

(4) 砂防公共事業は、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地対策事業といったハード整備を推進します。

また、156 ページですが、ハード整備とあわせて、土砂災害基礎調査事業によって、土砂災害特別警戒区域の指定に向けた基礎調査を進めたり、土砂災害警戒区域等情報発信事業によって、土砂災害警戒区域の情報をインターネットで閲覧、検索できるようなシステムを構築したり、ソフト事業もハード整備と一緒にあわせて進めたいと考えています。

(5) 河川・砂防施設の老朽化対策は、点検、診断、長寿命化計画の策定、補修などに要する経費となります。

157 ページの(7) 災害復旧事業ですが、これは今年度までに発生した68カ所の災害復旧工事に要する経費となります。また、来年度分についても、あらかじめ予備的に枠どりを行っています。

次に、5 上下水道施設の整備です。

158 ページの(5) からが下水道事業の推進になりますが、下水道事業の推進は、アにあるように耐震対策を進めたり、イにあるように老朽化対策を進めます。

また、159ページ、ウ流域下水道施設整備の推進では、新規事業の流域下水道負荷軽減等推進事業によって、新たに市町村が行う接続推進員の設置や、あるいは不明水の調査などにも来年度から支援したいと考えています。

また、エ流域下水道のエネルギー対策の推進ですが、浄化センター、第二浄化センターへ導入するバイオガスの発電施設の詳細設計に着手をしたいと考えています。

以上が県土マネジメント部の主な内容です。

なお、直轄負担金を除く2月補正分については、適正な工期を確保するために、全額平成27年度に繰り越しをお願いします。

続いて、2月補正の追加分についてご説明します。

資料「平成26年度2月補正補正予算案（追加提案分）の概要」の4ページ、一般会計の補正予算の繰越明許費補正の新規です。県土マネジメント部所管分は5ページからで、道路維持修繕事業、道路橋りょう整備事業、交通安全施設整備事業、鉄道駅バリアフリー整備事業、河川改良事業、新宮川水系堆積土砂処分推進事業、砂防維持修繕事業、砂防事業、大規模土砂災害対策推進事業と9項目ありますが、昨年8月の台風11号による被災により手戻りが生じたこと、あるいは地元の調整に時間を要したこと等が主な理由ですが、今年度内の執行が困難となり、やむを得ず記載の金額の繰り越しをお願いします。

6ページから繰り越しの変更がありますが、県土マネジメント分所管分は、7ページの道路橋りょう整備事業、河川改良事業、砂防事業、ダム建設事業、公共土木施設災害復旧事業と5項目あります。こちらについても昨年の台風11号による被災等によって、今年度内の執行が困難となり、やむを得ず記載のとおり繰越額の変更をお願いします。

8ページの3平成26年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算案（第2号）は、補助流域下水道事業について繰越額の変更をお願いするものです。宇陀川浄化センターでの沈砂池の更新事業において、水中部分のコンクリートの劣化が進行していたことから、増額をお願いします。

今後の執行については、いずれについても部局一丸となって計画的、着実な執行、進捗管理に取り組みたいと思いますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いします。

続いて、県土マネジメント部所管の提出条例について説明します。

資料「平成27年2月県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。

この要旨欄に1、2、3と並んでいますが、2ページ（9）奈良県総合治水対策推進委

員会の設置です。大和川流域においては、流す対策とためる対策を一体的に推進する総合治水に取り組んでいます。なお一層、今後積極的に取り組む必要がありますので、開発に伴う調整池や既存のため池の活用保存のあり方、さらには土地利用のあり方や住まい方、事業対策の効果的な進め方について条例化も選択肢に入れたご審議をいただくため設置をお願いします。

次に、355ページ、奈良県流域下水道条例の一部を改正する条例です。県営水道の重要な水源である室生ダムの水質保全を持続的、安定的に図っていくため、宇陀川の宇陀川流域下水道と大和川上流流域下水道の計画上の統合手続を今進めています。2月には奈良県都市計画審議会において、都市計画上の統合について認めていただいたところです。

県の流域下水道条例における名称も、356ページに新旧対照表があるように、これまで2つに分かれていたこれらの流域下水道を1つにまとめて、大和川上流・宇陀川流域下水道に改めたいという内容です。

続いて、県土マネジメント部の請負契約の変更等について説明します。資料「平成26年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の22ページから25ページに、請負契約の変更の案件が5件あります。

初めに、議第118号、道路整備事業に係る請負契約の変更についてです。この項目の中に2件あります。表の番号1の工事ですが、国道309号丹生バイパスのトンネル工事です。トンネル掘削における騒音等の対策について近隣の方々との調整に時間を要したこと、またトンネル坑口の斜面において地山の補強が必要になったことなどから、工期末を平成28年3月28日、契約金額を16億8,772万円余にそれぞれ変更するものです。

そして、番号2の工事は、国道168号高津トンネルの拡幅、それから国王トンネルの新設工事です。高津トンネルの既設舗装を撤去したところ、既設の舗装の下にもさらにコンクリートが施工されており、その撤去に係る費用を追加する必要が生じました。このため契約金額を12億3,471万円余に変更するものです。工期の変更はありません。

次に、23ページですが、議第119号、公共土木施設災害復旧事業及び道路災害関連事業にかかる請負契約の変更についてです。この工事は県道高野天川線の天川村南日裏、通称あしのせと呼ばれていますが、ここの現場での災害復旧工事です。昨年8月の台風11号の影響によって、のり面の崩壊、土砂の流出等が発生しました。このため鉄筋挿入口やのり砕工を追加して実施する必要が生じたため、工期末を平成28年3月25日、契約金額を9億9,403万円余にそれぞれ変更します。

24 ページ、議第120号、公共土木施設災害復旧事業にかかる請負契約の変更についてです。この工事は県道篠原宇井線、五條市大塔町惣谷の地すべり対策の災害復旧工事です。用地の境界確定などに時間を要したこと、また立ち木やブッシュの除去を行ったところ、巨石や不安定な転石等に対する安全対策を追加する必要性が生じて、工期末を平成28年3月25日、契約金額を9億3,999万円余にそれぞれ変更します。

25 ページ、議第121号、地すべり激甚災害対策特別緊急事業にかかる請負契約の変更についてです。この工事は十津川村折立地区での地すべり対策工事です。今年の台風11号によって熊野川出水となり、施工済みの押さえ盛り土等が流出する、あるいは国道上部からの雨の流入によって斜面の変状、既設擁壁の崩壊が拡大した影響がありました。このため斜面アンカーやのり面排水などの追加対策がかなり大規模に必要になりました。そういった追加によって工期も大幅に延びることが予見されたので、この工事を押さえ盛り土の上の部分と下の部分に二分して、機動力を上げて2つの工事で平成27年度内の完成を目指すこととしました。そういったことに伴い、この工事についてはこの押さえ盛り土の上の部分の切り離したいと考えています。工期末を平成28年1月29日、金額を減額して15億625万円余にそれぞれ変更します。

次に、権利の放棄についてご説明します。27ページの議第123号です。この権利の放棄は源泉所得の税の立てかえ金が未収になっていたものです。2件あるうち、番号2が県土マネジメント部所管分です。15万円あります。本人が死亡し、相続人も相続を放棄されたということで回収が見込めなくなったため、権利を放棄します。

さらに29ページの議第125号ですが、こちらは工事請負契約解除に伴う違約金の債権放棄です。このうち県土マネジメント部所管分は番号1と2です。合計金額は284万5,000円になります。債務者である建設業者が解散となり回収が見込めなくなったので、債権を放棄します。

31 ページ、報第33号のうち、県土マネジメント部所管分は、奈良県建設業者許可等証明手数料条例の一部を改正する条例です。

34 ページに内容を記載しております。この条例は宅地建物取引主任者証交付証明書などの手数料を定めているものですが、宅地建物取引業法の改正にあわせて引用している用語を記載のとおり改正します。

以上で県土マネジメント部所管分の提出議案の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

○林まちづくり推進局長 まちづくり推進局所管の平成27年度当初予算及び平成26年度2月補正予算について、ご説明します。

資料「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の26ページ、経済の活性化〔産業の構造〕の3企業誘致の推進の（1）誘致活動の強化、新規事業の工業ゾーン創出プロジェクト事業です。経済活性化や雇用の場の確保を図るため京奈和自動車道及び西名阪自動車道の周辺において工業ゾーン予定地の調査し、抽出します。

46ページの経済の活性化〔観光の振興〕、5にぎわいの拠点づくりの（2）奈良公園の3つ目、新規事業の（仮称）奈良春日野国際フォーラム管理運営一体化事業です。奈良公園のコンベンション機能の充実を図るため、新公会堂とシルクロード交流館を仮称ですが、奈良春日野国際フォーラムに改称して一体的に運営を行います。

47ページ、新規事業の萃点を灯す～春日奥山からの未来への文化継承の地事業です。春日大社第60次式年造替を契機に春日山原始林の魅力を多くの人に発信するため、原始林の保全と活用について大学生と連携して検討します。

134ページのくらしの向上〔くらしやすいまちづくり〕、1にぎわいのある住みよいまちづくりの（2）市町村との協働まちづくりプロジェクト、新規事業の市町村とのまちづくり連携推進事業です。まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村と段階的に連携協定を締結して、協働してまちづくりを推進するため、県と方針が合致する市町村のプロジェクトに対して補助を行います。

135ページ、新規事業の市町村とのまちづくり応援事業です。これまで市町村一まちづくりの構想推進の事業がありました。これを継続発展させて、まちづくり推進協定の締結に向けて各地区におけるまちづくりイメージの整理のための調査検討を行い、まちづくりプロジェクトを応援します。

新規事業の近鉄大福駅周辺地区拠点整備事業では、桜井市の近鉄大福駅周辺地区において、桜井市とのまちづくり包括協定を踏まえたプロジェクトを市と共同で進めるため、桜井県営住宅県有地を活用したまちづくりを進める計画策定等を行います。

次に（3）まちづくりへの支援、新規事業の地域空き家対策推進事業です。郊外住宅地における空き家について、現況把握を踏まえた特性の異なる地域ごとに実態調査を行い、地域特性に応じた対策の基本方針を市町村と共同で検討するとともに、県内の空き家の状況や対策等を取りまとめた指針を策定して、市町村職員の空き家対策のマニュアルとして

活用します。

152ページの効率的・効果的な基盤整備、2交通環境の充実の(2)観光交通周遊対策の、新規事業の奈良公園移動円滑化支援事業です。奈良公園から薬師寺、唐招提寺方面への観光周遊バスの運行に取り組みます。

なお、金額記載の2月補正分については、国の経済対策に係る補正予算を活用したもので、適正な工期を確保するため全額平成27年度に繰り越します。

以上が、当初予算と補正予算についての説明です。

続いて、補正予算の追加提案分について、説明します。

資料「平成26年度2月補正予算案(追加提案分)の概要」の4ページ、繰越明許費補正の新規ですが、まちづくり推進局所管分は5ページの街路事業から、6ページの飛鳥・藤原地域魅力向上事業までの7項目です。それぞれ記載の金額、繰り越し理由によって、やむを得ず繰り越しをお願いします。

次に、変更で、7ページ、新奈良県総合医療センター関連道路整備事業、奈良の彩りづくり事業、奈良公園施設魅力向上事業です。それぞれ記載の理由によって、やむを得ず繰越額の変更をお願いします。

これらの繰越明許費補正の総額はまちづくり推進局で約16億円、昨年度に比べて2億円の減少です。今後の執行については、局一丸となって全力で取り組みますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

続いて、条例の説明をします。

資料「平成27年2月県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。

まちづくり推進局所管分としては、2ページの2附属機関の廃止の(4)奈良県新公会堂新名称選定委員会を廃止します。この委員会は奈良県新公会堂の新名称の選定について審議をする事務を担当しますが、名称の選定が終わりましたので廃止します。

それから、58ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。これは使用料、手数料を見直してその額の改定を行うため、所要の改正します。所管分としては、このページの(1)奈良県手数料条例の一部改正関係、オ長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の新設、カ特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料の新設、キ要除却認定マンションの建て替えに係る容積率の特例許可申請手数料の新設、ク宅地建物取引士証再交付手数料の新設等、ケ建築基準法に規定する移転に関する認定手数料の新設、

そしてコ構造計算適合性判定手数料等の廃止です。なお、施行日についてはオからクまでが平成27年4月1日、ケ及びコについては平成27年6月1日です。詳細が60ページ以降に記載しております。

357ページ、奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例です。奈良県新公会堂の名称を、先ほど申しました奈良春日野国際フォーラムに変更するため所要の改正をするものです。施行日は平成27年4月1日です。

360ページ、建築基準法施行条例の一部を改正する条例です。建築基準法施行令の改正に伴い自動車車庫の主要構造部の構造方法の定義規定の変更を行う必要があるため、所要の改正を行うものです。施行日は平成27年6月1日です。詳細は361ページに記載しております。

415ページ、奈良県営住宅条例の一部を改正する条例です。小泉県営住宅の建てかえ事業の完了に伴い、九条県営住宅の廃止を行うため、所要の改正を行います。施行日は公布の日です。

続いて、その他の予算外議案の説明をします。資料「平成26年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の31ページ、報第33号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてです。

詳しくは35ページになります。これは家賃滞納月数が6カ月以上または滞納額が20万円以上の者のうち、特に悪質と認められる計3件について住宅の明け渡し等の請求申立てをいたしましたので報告します。

これをもちまして、まちづくり推進局所管の2月定例県議会提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○久保田水道局長 水道局所管の当初予算案について説明します。

資料「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の157ページの効率的・効果的な基盤整備、5上下水道施設の整備についてです。

まず、水道特別会計の全体像を説明します。(1)給水事業です。収益的収支については、平成27年度は11市12町1村の給水団体に対して前年度と同量の7,500万立方メートルの給水を予定しています。そのうち収益は、配水収益などで114億4,700万円余を計上しています。一方、費用については、維持管理費、支払い利息、減価償却

費などで、合計108億1,300万円余を計上しています。差し引き、5億5,700万円余の黒字を見込んでいます。

158ページの(2) 県営水道施設の拡張、更新改良等です。新規事業の県営水道施設の運営・管理方針検討業務ですが、県域水道ビジョンに基づいて県域全体での水道施設の最適化を目指します。そのための県営水道エリアの広域化モデル案を作成します。

新規事業の管路更新計画作成委託業務です。給水開始から40年以上経過して、約300キロメートルに及ぶ送水管路が順次更新時期を迎えますので、老朽度や重要度を踏まえた実施計画を策定して計画的に管路の更新を進めます。

(3) 県営水道転換の促進です。県域水道ファシリティマネジメント推進事業ですが、来年度は桜井市初瀬地区の県営水道への水源転換に伴い、送水管布設工事及び調整池の造成工事などを実施します。

新規事業の市町村県営水道転換支援資金貸付金では、橿原市、御所市、生駒市、川西町、王寺町の3市2町について水源の全部または一部を県営水道に転換することの合意に達したので、来年度はこれら5市町で県営水道に転換するために、市町村が自己の所有する既存施設の撤去工事などを行う場合に、これに要する費用に対し低利で貸し付けを行うことにより市町村を支援します。

(4) 県営水道施設の更新改良、県営水道施設強靱化事業ですが、上水施設の設備更新など安定給水に万全を期するための設備投資を行います。

続いて、133ページのくらしの向上〔エネルギー政策の推進〕の1エネルギー政策の推進の小水力発電導入事業です。5,555万円余を計上しています。水道管路の水圧を利用した小水力発電施設を御所浄水場に整備します。来年度については債務負担行為をお願いします。なお、事業実施にあたっては再生可能エネルギー等導入推進基金、いわゆるグリーンニューディール基金を活用します。

以上が水道局所管の当初予算案の説明です。

続いて、水道局所管の条例改正、2月県議会提出条例について説明します。資料「平成27年2月県議会提出条例」の27ページ、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。この条例の中で水道局については、県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を知事部局に準じて改正します。該当部分について説明します。

29ページ、第6 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条

例の一部改正です。1点目は管理職員特別勤務手当です。管理職員が週休日等以外の午前0時から午前5時までの間に災害等への対処等に勤務する場合に支給します。2点目は単身赴任手当の規定で、今回、再任用職員を加えるという規定です。

以上が水道局所管の2月県議会提出条例についての説明です。よろしくご審議のほどお願いします。

○吉田教育長 2月定例県議会に提出している教育委員会関係の平成27年度予算案の概要及び平成26年度2月補正予算案の概要について説明します。

資料「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の35ページ、経済の活性化〔地域の働く人づくり〕です。3若者の就労支援として、高校生キャリア教育総合支援事業の新規事業のキャリアサポートセンターの設置です。これは高校生の就職率及び離職率を改善するために教育研究所に就職支援員2名とキャリアプランナー1名を配置して、求人情報の収集提供、インターンシップ受け入れなどの改革を行います。

次の高校生就職未内定者・離職者就職支援事業です。県内高等学校の就職未内定者や卒業生の離職者に対する就職及び職場定着支援を目的とした取り組みの一環として、卒業生の就職事例等を掲載した情報誌を作成して配布します。

次に、新規事業のキャリア教育・就労支援等充実事業です。これは障害のある生徒の就労支援をするために、モデル校として特別支援学校にキャリア教育コーディネーター2名を配置します。

75ページのくらしの向上〔健康づくりの推進〕、がんの教育総合支援事業です。来年度は新たに高校生向けの教材を作成します。

104ページ、くらしの向上〔学びの支援〕です。この政策課題が教育委員会として最も大きな柱です。1地域の教育力の充実の(1)規範意識・社会性の向上、新規事業の教育政策推進事業の中で、教育委員会においては全県的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析するために公立小学校、中学校において学力・学習状況調査を県独自に実施します。

新規事業のならっこの明日を育む家庭教育支援事業は、教育効果の高い就学前の家庭教育の充実を図るため、親子で取り組む約束ノートの配布などの取り組みを行います。

新規事業のいじめ問題審議会・調査委員会事業です。いじめ防止対策推進法に基づいて設置します。また、設置を予定しているいじめ問題審議会、奈良県立学校いじめ問題調査委員会の運営のための予算です。

不登校の未然防止・早期対応及び保護者支援事業では、不登校の児童生徒への対応に資するため、新規の取り組みとして不登校等の発生、解消要因等を調査・分析します。

105 ページ、新規事業の不登校児童生徒対応非常勤講師の配置については、不登校児童生徒に適切な支援を行うために非常勤講師を配置します。

「心の教育」推進事業は、生徒の心の悩みに対応するスクールカウンセラーを大幅に増員して、公立全中学校に配置します。

(2) 学習意欲の向上、新規事業のESD推進プログラム事業は、持続可能な社会づくりに貢献できるよう、児童生徒の環境・エネルギー問題に係る理解を深めるために教員を対象とした研修を実施します。

106 ページの(3) 体力の向上、新規事業の幼稚園運動場芝生化促進事業は、幼少期に多様な動きを経験することが体力向上に大変重要なことから、幼少期の運動習慣の定着を図るため公立幼稚園の運動場芝生化を行う市町村に対して補助します。

新規事業の県立高校芝生化推進事業については、生徒の体力の向上や部活動の一層の活性化を図るため、県立高校の運動場の人工芝生化を実施するもので、平成27年度は御所実業高校のグラウンドで実施します。

新規事業の武道等指導充実・資質向上支援事業は、必修化された中学校の武道、ダンスについて指導者の資質向上を図るため、研修及び指導者の派遣を行います。

全国高校総体開催事業では、ことしの夏に近畿2府4県でブロック開催する全国高校総体、いわゆるインターハイの県内開催分として、天理市で柔道、橿原市でアーチェリー、桜井市でフェンシング、宇陀市で空手道、明日香村でソフトテニス、吉野町で弓道を開催します。

107 ページの2 学校教育環境の充実は、新規事業の教職大学院との連携による若手教員育成研修システム開発事業です。これは若手教員の資質向上を図るために奈良教育大学と連携した新たな研修システムを研究開発します。

新規事業の学びの可能性を広げるICT活用指導力パワーアップ事業は、県立学校のICT活用指導力向上のためにICT支援員を配置し、県立学校教員の中からICT教員推進指導者を養成します。

新規事業の学校保健総合支援事業は、学校における食物アレルギー対応の充実を図るため、学校保健関係者等指導者に対する研修を実施します。

108 ページの新規事業の特別支援教育専門家(看護師)配置事業は、特別支援学校に

在籍する医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育の充実を図るため、特別支援学校に看護師を配置します。

特別支援学校過密解消施設整備事業は、高等養護学校の過密解消とインクルーシブ教育の推進に向けて、高等学校に分教室を設置するための改修工事や必要な実習備品等の整備を行います。

新規事業のキャリアデザイン科充実事業は、平成27年度からキャリアデザイン科を設置する二階堂高校で必要な教材等を整備します。

公立高等学校等就学支援事業、国公立の高校生等奨学給付金支給事業、学び直しへの支援事業は、今年度から国公立高校授業料制度見直しに伴い創設された低所得世帯に授業料相当額の就学支援金の補助を行う事業として教科書費、教材費などとして給付金を支給する事業で、2年目を迎えています。

109ページ、新規事業の県立高校空調設備設置モデル事業は、生徒の学習効率の向上等を図るため、モデル校に空調設備を設置し、教育効果について検証するものです。

114ページのくらしの向上〔文化の振興〕、4文化遺産の保存と活用ですが、国・県指定に係る文化財の保存、修理、買収等に関する補助として、記載のとおり文化財の保存、修理、買収等を行う事業主体に対し、引き続き支援をします。

121ページのくらしの向上〔安全・安心の確保〕、2耐震化の推進として、高等学校等耐震化事業、特別支援学校耐震化事業です。平成25年度から平成29年度の5カ年を耐震化集中期間として県立学校の耐震化を推進して、3年目になります。引き続き校舎等の耐震改修工事等を実施するとともに屋内運動場、つまり体育館のつり天井等の非構造部材の耐震改修にも本格的に取り組みます。

145ページ、南部地域・東部地域の振興です。新規事業の小規模校における協働学習を活性化するためのICT活用事業です。この事業はへき地における効果的な指導方法を開発するため、小規模校と中規模以上の学校間においてタブレット端末のICT機器を活用した学習等をモデル的に実施します。

新規事業の奈良県立高等学校全国募集事業では、平成27年度入学者選抜試験によって全国募集を行うこととした県立高校において、部活動を充実させるための備品等を整備します。

最後に、平成26年度2月補正予算案の繰越明許費ですが、金額記載の2月補正分について国の補正予算等に対応するため、全額平成27年度に繰り越します。

以上が教育委員会所管の平成27年度当初予算案及び平成26年度2月補正予算案の概要です。

続いて、資料「平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の3ページ、減額補正です。退職手当のうち教育委員会分ですが、退職者見込みの減によって16億2,900万円の減額です。

6ページの繰越明許費補正の新規で、2件あります。特別支援学校耐震化事業で繰越明許費は630万円で、これは明日香養護学校の改築工事に係るもので、繰り越し理由は工法検討等に不測の日時を要したためです。

続いて、文化財保存事業補助で繰越明許費は856万3,000円です。これは平城宮跡にある積水化学工業株式会社の工場用地の公有化を行う奈良市に対する補助金で、繰り越し理由は事業主体である奈良市のおくれによるものです。

以上が教育委員会所管の平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の内容です。

続いて、資料「平成27年2月議会提出条例」の362ページです。既に説明があった総務部が所管している奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、県吏員職員退職料条例及び恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例です。このほかですけれども、教育委員会の関係は奈良県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例です。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員の定数を6人から5人に変更するため、所要の改正を行います。施行日は平成27年4月1日です。

続いて、権利の放棄についてご説明します。資料「平成26年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の30ページです。議第126号の権利の放棄についてです。これは退職手当返納金1件、2,125万5,354円の債権について、債務者が破産法の規定により当該債権について免責許可の決定を受け、不納欠損処分を行うため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決をお願いします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

○羽室警察本部長 警察本部所管の提出議案についてご説明します。提出議案は平成27年度当初予算案、平成26年度2月補正予算案提出条例、権利の放棄についてです。

まず、平成27年度当初予算案の概要ですが、資料「平成27年度一般会計・特別会計

予算案の概要・平成26年度一般会計・特別会計2月補正予算案の概要」の123ページのくらしの向上〔安全・安心の確保〕、4治安対策の強化の警察職員給与費ですが、ストーカー、DV等の事犯対策を強化するため警察官11人を増員しようとするものです。この増員によって警察官の定数は2,460人となります。ただ、警察官以外の職員の定数は320人で昨年度と同数です。

次に、ストーカー・DV被害の未然防止・拡大防止対策ですが、これらの犯罪から被害者の安全を確保するための防犯カメラ等の資機材の整備や、犯罪被害者の一時避難経費等です。

新規事業の行方不明者の保護対策ですが、これは高齢者等の行方不明者の早期発見、保護に向けた捜索用チラシの作成経費です。

124ページ、新規事業の取り調べの高度化の推進は、取り調べの全過程の録音、録画を実施するための装置を整備する経費です。新規事業の犯罪捜査用写真のデジタル化は、犯罪捜査に必要な客観的証拠である現場写真のデジタル化に対応するため、画像修正等が不可能なカメラなどを整備する経費です。

5交通安全の推進、125ページの新規事業の高齢者等交通事故抑止対策ですが、高齢者等が関係する交通事故が増加する中、現在県警察において運用している交通事故情報総合管理システムに詳細な事故分析機能を付加するシステム改修費用であり、これにより高齢者等の交通事故抑止を推進します。

続きまして、平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要について、説明します。資料「平成26年度2月補正予算案（追加提案分）の概要」の3ページ、減額補正の欄の退職手当です。警察本部の分としては、退職者見込みの減により記載のとおり1億9,000万円を減額補正します。

続きまして、条例案について説明します。資料「平成27年2月県議会提出条例」の58ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例のうち、警察本部所管については、（3）奈良県警察手数料条例の一部改正関係です。

59ページ、ア、イ、ウの、1つ目は銃刀法、銃法、刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、災害により許可済み猟銃を亡失した者等に係る猟銃及び空気銃の取り扱いに関する講習の手数料、この項を新設するため所要の改正をします。施行日は平成27年4月1日を予定しています。

次のイですが、道路交通法の一部改正に伴い、自転車の運転において信号無視や遮断踏

切立ち入りなど悪質な違反を繰り返し、交通に危険を及ぼす運転者に対して自転車運転者講習の受講が義務づけられ、講習手数料が新設されたことから所要の改正をします。施行日は平成27年6月1日を予定しています。

次のウは、道路交通法施行令に規定される運転免許等に関する手数料の標準額が改正されたことから、運転免許関係手数料の額を改定します。施行日は平成27年4月1日を予定しています。なお、詳細については138ページから163ページの間に記載しています。

続きまして、364ページ、奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い幼保連携型認定こども園が創設されることから、風俗営業の許可に係る営業所の設置を制限する区域を追加するため、所要の改正をします。施行日は平成27年4月1日を予定しています。

次に、366ページ、子どもを犯罪の被害から守る条例の一部を改正する条例についてです。これは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部改正に伴い、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則が設けられたことにより、法律と条例の規制の一部が競合することになったため、条例の子どもポルノに係る規定を削除します。施行日は改正児童ポルノ法の施行に合わせて平成27年7月15日を予定しています。

続きまして、資料「平成26年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の29ページ、議題125号、権利の放棄についてで、これは債権に係る権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求めるものです。警察本部分としては表の3番から8番までの6件で、工事請負契約解除に伴う違約金など債権額は合計766万9,245円です。これは建設業者が破産法の規定による破産手続廃止の決定を受けたことにより、回収ができなくなったものです。

警察本部所管の提出議案の概要は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○田中委員長 以上をもって議案の説明を終わります。

今回は、3月9日月曜日、午前10時より歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査を行いますので、よろしく申し上げます。

これで本日の会議を終わります。